

第 3 日

1. 令和3年9月13日午前10時00分招集
2. 令和3年9月13日午前10時00分開会
3. 令和3年9月13日午後4時19分閉会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 和水町議会議場
6. 本日の応招議員は次のとおりである。 (11名)

1番 荒木 宏太	2番 白木 淳	3番 齊木 幸男
4番 坂本 敏彦	5番 竹下 周三	6番 高木 洋一郎
7番 秋丸 要一	8番 松村 慶次	9番 庄山 忠文
10番 池田 龍之介	12番 蒲池 恭一	

7. 本日の不応招議員は次のとおりである。 (1名)

11番 森 潤一郎

8. 本日の出席議員は応招議員と同じである。
9. 本日の欠席議員は不応招議員と同じである。
10. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長 有働和明 書記 西原利沙

11. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

町長	高巣泰廣	副町長	松尾栄喜
教育長	岡本貞三	総務課長	中嶋光浩
総合支所長兼住民課長	上原真二	会計管理者	泉法子
まちづくり推進課長	石原康司	税務住民課長	高木浩昭
健康福祉課長	坂口圭介	商工観光課長	大山和説
建設課長	中嶋啓晴	農林振興課長	富下健次
農業委員会事務局長	松尾修	学校教育課長	下津隆晴
社会教育課長	前渕康彦	病院事務部長	池上圭造
特養施設長	樋口幸広	監査委員	有働徳行

12. 議事日程

日程第1 議案第51号 和水町議会議員及び和水町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について

日程第2 議案第52号 和水町個人情報保護条例の一部改正について

日程第3 議案第53号 和水町保育の実施に関する条例の廃止について

日程第4 議案第54号 和水町保育所条例の一部改正について

日程第5 議案第55号 和水町病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に

について

- 日程第6 議案第56号 令和3年度 和水町一般会計補正予算（第2号）
日程第7 議案第57号 令和3年度 和水町介護保険事業会計補正予算（第2号）
日程第8 議案第58号 令和3年度 和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第2号）
日程第9 議案第59号 令和3年度 和水町住宅用地造成事業会計補正予算（第1号）
日程第10 議案第60号 令和3年度 和水町簡易水道事業会計補正予算（第1号）
日程第11 議案第61号 令和3年度 和水町下水道事業会計補正予算（第1号）
日程第12 議案第62号 令和3年度 和水町特定地域生活排水処理事業会計補正予算（第1号）
日程第13 議案第63号 令和3年度和水町春富財産区特別会計補正予算（第1号）
日程第14 議案第64号 令和3年度 和水町病院事業会計補正予算（第2号）
日程第15 議案第65号 和水町過疎地域持続的発展計画の策定について
日程第16 議案第66号 和水町工場設置奨励条例の一部改正について
日程第17 議案第67号 和水町税特別措置条例の一部改正について
日程第18 議案第68号 定住自立圈形成協定の一部を変更する協定の締結について
日程第19 議案第69号 財産の減額譲渡について（旧菊水南小学校・土地）
日程第20 議案第70号 財産の無償譲渡について（旧菊水南小学校・建物等）
日程第21 議案第71号 財産の無償譲渡について（総合グラウンド造成地・定着物等）
日程第22 常任委員長決算審査報告
日程第23 認定第1号 令和2年度 和水町一般会計歳入歳出決算
日程第24 認定第2号 令和2年度 和水町国民健康保険事業会計歳入歳出決算
日程第25 認定第3号 令和2年度 和水町介護保険事業会計歳入歳出決算
日程第26 認定第4号 令和2年度 和水町特別養護老人ホーム事業会計歳入歳出決算
日程第27 認定第5号 令和2年度 和水町住宅用地造成事業会計歳入歳出決算
日程第28 認定第6号 令和2年度 和水町簡易水道事業会計歳入歳出決算
日程第29 認定第7号 令和2年度 和水町下水道事業会計歳入歳出決算
日程第30 認定第8号 令和2年度 和水町特定地域生活排水処理事業会計歳入歳出決算
日程第31 認定第9号 令和2年度 和水町春富財産区特別会計歳入歳出決算
日程第32 認定第10号 令和2年度 和水町後期高齢者医療事業会計歳入歳出決算
日程第33 認定第11号 令和2年度 和水町病院事業会計決算
日程第34 報告第3号 令和2年度 決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について
日程第35 発委第3号 和水町議会基本条例の一部改正について
日程第36 発委第4号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方財源の充実を求める
意見書の提出について
日程第37 請願書 町道水落線「道路舗装」についての撤回の件について
日程第38 和水町総合グラウンド特別委員会委員長報告について
日程第39 陳情等の常任委員長報告について

日程第40 閉会中の継続審査について

日程第41 閉会中の継続審査について

開議 午前10時00分

○議長（蒲池恭一君） 起立願います。おはようございます。

（おはようございます。）

御着席ください。

これから本日の会議を開きます。

本日は、森議員の欠席届が提出されております。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 議案第51号 和水町議会議員及び和水町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について

○議長（蒲池恭一君） 日程第1、議案第51号「和水町議会議員及び和水町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第51号「和水町議会議員及び和水町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（蒲池恭一君） 起立多数です。したがって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

日程第2 議案第52号 和水町個人情報保護条例の一部改正について

○議長（蒲池恭一君） 日程第2、議案第52号「和水町個人情報保護条例の一部改正について」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第52号「和水町個人情報保護条例の一部改正について」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（蒲池恭一君） 起立多数です。したがって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第53号 和水町保育の実施に関する条例の廃止について

○議長（蒲池恭一君） 日程第3、議案第53号「和水町保育の実施に関する条例の廃止について」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長（蒲池恭一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長（蒲池恭一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第53号「和水町保育の実施に関する条例の廃止について」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（蒲池恭一君） 起立多数です。したがって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第54号 和水町保育所条例の一部改正について

○議長（蒲池恭一君） 日程第4、議案第54号「和水町保育所条例の一部改正について」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長（蒲池恭一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長（蒲池恭一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第54号「和水町保育所条例の一部改正について」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（蒲池恭一君） 起立多数です。したがって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第55号 和水町病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について

○議長（蒲池恭一君） 日程第5、議案第55号「和水町病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

2番 白木君

○2番（白木 淳君） 2番、白木です。

1つちょっと質問をさせていただきます。

交付の日から施行し、令和3年5月27日から適用するというふうになってますけども、この年度替わりとかそういうのが関係するのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（蒲池恭一君） 執行部の答弁を求めます。

病院事務部長 池上君

○病院事務部長（池上圭造君） 今、白木議員様から質問のあった部分で、遡及するとか何でその日かということでございますけども、その日に病院でクラスターが発生しておりまして、そこで急遽、正職員だけに業務をお願いしておったんですけど、臨時職員さんも対応するということが決まりまして、そこに遡ってお支払いする必要があるために、そこを設けた次第でございます。

○議長（蒲池恭一君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第55号「和水町病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（蒲池恭一君） 起立多数です。したがって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第56号 令和3年度和水町一般会計補正予算（第2号）

○議長（蒲池恭一君） 日程第6、議案第56号「令和3年度和水町一般会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第56号「令和3年度和水町一般会計補正予算（第2号）」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（蒲池恭一君） 起立多数です。したがって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第57号 令和3年度和水町介護保険事業会計補正予算（第2号）

○議長（蒲池恭一君） 日程第7、議案第57号「令和3年度和水町介護保険事業会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第57号「令和3年度和水町介護保険事業会計補正予算（第2号）」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（蒲池恭一君） 起立多数です。したがって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第58号 令和3年度和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第2号）

○議長（蒲池恭一君） 日程第8、議案第58号「令和3年度和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第58号「令和3年度和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第2号）」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（蒲池恭一君） 起立多数です。したがって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第59号 令和3年度和水町住宅用地造成事業会計補正予算（第1号）

○議長（蒲池恭一君）　日程第9、議案第59号「令和3年度和水町住宅用地造成事業会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第59号「令和3年度和水町住宅用地造成事業会計補正予算（第1号）」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（蒲池恭一君）　起立多数です。したがって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第60号 令和3年度和水町簡易水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（蒲池恭一君）　日程第10、議案第60号「令和3年度和水町簡易水道事業会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

10番　池田君

○10番（池田龍之介君）　2ページ、一番最後のページになりますけれども、債務負担行為での調書がありますけれども、財源の内訳の中が地方債のみということですけれども、私は、これは国の支援事業と認識しておりますけれども、国・県の支出金等はないのか、お伺いします。

○議長（蒲池恭一君）　執行部の答弁を求めます。

建設課長　中嶋君

○建設課長（中嶋啓晴君）　ただいまの2ページの簡易水道の移行支援業務の委託の財源のことについての御質問にお答えいたします。

これは国・県の補助はございません。しかし、公営企業会計の適用債としまして起債のほうが充当できるという形になります。この充当が建設改良費に準ずる経費とみなすという形になります、充当率100%、交付税算入率50%で今のところ見ているところです。

これが公営企業債となっております。

以上です。

○議長（蒲池恭一君）　他に質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長（蒲池恭一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第60号「令和3年度和水町簡易水道事業会計補正予算（第1号）」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（蒲池恭一君） 起立多数です。したがって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第61号 令和3年度和水町下水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（蒲池恭一君） 日程第11、議案第61号「令和3年度和水町下水道事業会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

10番 池田君

○10番（池田龍之介君） 3ページの債務負担行為に係る内訳というか表が載っていますけれども、これは前、第60号であった簡易水道事業会計よりも詳細な表現がなされておりませんけれども、これは意図的な表現なのか、それともし忘れられたのか、お答えください。

○議長（蒲池恭一君） 質問の意味は分かるよね。

しばらく休憩します。

休憩 午前10時14分

再開 午前10時16分

○議長（蒲池恭一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

執行部の答弁を求めます。

建設課長 中嶋君

○建設課長（中嶋啓晴君） 詳細な部分については、下水道事業債は9ページに記載してございます。

以上です。

○議長（蒲池恭一君） 他に質疑ありませんか。

10番 池田君

○10番（池田龍之介君） それでは、9ページについてお伺いいたします。

普通、下水道事業債と過疎債で下水道事業は行われていると思いますけれども、この地方債の590万円の内訳、事業債が幾らなのか、過疎債が幾らになるのかをお答えください。

○議長（蒲池恭一君） 執行部の答弁を求めます。

建設課長 中嶋君

○建設課長（中嶋啓晴君） 今、この建設事業の地方債590万円の起債の種類ということですけれども、こちらのほうも簡易水道事業と同じく公営企業会計適用債というものを財源にいたしているところです。こちらのほうも、充当率100%と交付税算入率が44%になります。こちらのほうも建設改良費に準じるという形で交付税算入の計算をさせていただいております。

以上です。

○議長（蒲池恭一君） 他に質疑ありませんか。

10番 池田君

○10番（池田龍之介君） 簡易水道のほうは50%で、こっちは46%。この違いは何ですか。

○議長（蒲池恭一君） 執行部の答弁を求めます。

建設課長 中嶋君

○建設課長（中嶋啓晴君） この公営企業の簡易水道と下水道の違いなんですけれども、この下水道の計算方式としましては公共下水道分流化式における交付税算入率は処理人口の密度で計算しているところとなっております。

○議長（蒲池恭一君） なぜ%が違うのかということですよ。

○建設課長（中嶋啓晴君） 失礼しました。

○議長（蒲池恭一君） しばらく休憩します。

休憩 午前10時18分

再開 午前10時20分

○議長（蒲池恭一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

執行部の答弁を求めます。

総務課長 中嶋君

○総務課長（中嶋光浩君） この下水道事業債の部分ですけれども、交付税措置としましては公共下水道の分流化式と公共下水道の合流式と特別措置分と臨時措置分、その中に公営企業適用債とありますけれども、この中の財政区分としましては44%の枠というか、措置%がございまして、下水道の部分として44%というふうに記載されております。

以上です。

○議長（蒲池恭一君） 他に質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第61号「令和3年度和水町下水道事業会計補正予算（第1号）」は、原案のとおり決定す

ることに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（蒲池恭一君） 起立多数です。したがって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第62号 令和3年度和水町特定地域生活排水処理事業会計補正予算（第1号）

○議長（蒲池恭一君） 日程第12、議案第62号「令和3年度和水町特定地域生活排水処理事業会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長（蒲池恭一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長（蒲池恭一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第62号「令和3年度和水町特定地域生活排水処理事業会計補正予算（第1号）」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（蒲池恭一君） 起立多数です。したがって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第63号 令和3年度和水町春富財産区特別会計補正予算（第1号）

○議長（蒲池恭一君） 日程第13、議案第63号「令和3年度和水町春富財産区特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

10番 池田君

○10番（池田龍之介君） この件については、決算審査の折、三加和総合支所長のほうから総務委員会のほうには説明をいただいて理解したところなんですけれども、全議員の方に御理解いただくためにも、総合支所長にはちょっと御面倒をかけますけれども、もう一度、説明をお願いいたします。

実は、この案件は平成2年度に県が実施した事業であるので、未収金処理のほうが正しいんじやないかということを申し上げたところ、その旨、そのときの経過説明等を支所長のほうからしていただき、今後の努力点についてを述べていただいておりますので、その点をもう一度、本議場の中で述べていただきたいと思いますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（蒲池恭一君） 執行部の答弁を求めます。

総合支所長兼住民課長 上原君

○総合支所長兼住民課長（上原真二君） ただいま池田議員のほうから、「再度、全議員さん方への御理解を促す意味で説明を」ということで、説明を改めて申し上げます。

これは熊本県が窓口となって熊本県の事業として間伐事業に玉名森林組合が手を挙げて申請をやられております。

令和2年10月15日から令和3年2月28日までの事業期間ということです。その中で、令和2年度に実施しているにもかかわらず、令和3年度に財産の売払い収入として上っているというところの理由でございますけれども、今、申し上げましたとおり直轄、町の補助事業として町が発注者としてこの事業を行っているわけではないということです。先ほど言いましたように、県が窓口となって、それに玉名森林組合が応募して申請をして、承認を受けて実施がなされると。

そういう中で、町の立場としましては、春富財産区がその対象事業の一部として加わっております。全体で5名16筆の中に春富財産区が3筆、そして面積で言いますと全体で8.28ヘクタール、春富財産区が3.93ヘクタールという形でやっております。

当然、春富財産区と玉名森林組合との間には契約を結んでおります。

そういう意味から、町が発注者でないと。それと、玉名森林組合の会計年度が6月から始まりまして5月31日まで。それと、森林組合が複式簿記でございます。森林組合のほうは、それを超えて販売とかなりますと、例えば、未収入金であったりとかそういった勘定科目の中で処理をされます。ところが、和水町は、もう当然、御存じのとおり4月から3月までというところでございます。その違いがありまして、こういった形がされております。

池田議員の御指摘もありまして、できるなら、町の会計年度に合わせた形で収入ができるのかということで、せんだって玉名森林組合と話し合いをしたところでございます。玉名森林組合も町のことはそんなに理解されておりませんでしたので、あちらの事業の会計年度の中で事業が進められたというところです。当然、「もしできるなら、3月までに精算等々、終わって、お支払いいただくなら」というお願いをしているところでございます。

以上です。

○議長（蒲池恭一君） 他に質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第63号「令和3年度和水町春富財産区特別会計補正予算（第1号）」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（蒲池恭一君） 起立多数です。したがって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第64号 令和3年度和水町病院事業会計補正予算（第2号）

○議長（蒲池恭一君） 日程第14、議案第64号「令和3年度和水町病院事業会計補正予算（第2

号）」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第64号「令和3年度和水町病院事業会計補正予算（第2号）」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（蒲池恭一君） 起立多数です。したがって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第65号 和水町過疎地域持続的発展計画の策定について

○議長（蒲池恭一君） 日程第15、議案第65号「和水町過疎地域持続的発展計画の策定について」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

7番 秋丸君

○7番（秋丸要一君） 今、策定書、計画書ですね、これを見させていただきましたが、一部を除いて具体性にちょっと欠けてるなというふうに感じております。

その中で、2点ほど質問したいと思います。

まず、37ページですけど、下のほうの行ですけども、あいのりくんに関しての計画といいますか、その対策として記述してありますけれども、私がこの前の一般質問の折に、あいのりくんをずっとやるつもりでいらっしゃるけども、何か新たな方策は必要ではないかということで、検討の価値があるということでございました。ということであれば、この後に新たな交通手段の構築、見直し、これをこの文言を、適当な文言を入れてほしいなと思います。それが1つです。

それと、16ページの一番上段です。

これは商工業の振興のその対策というところの1行目ですが、ここに、「既存商店の育成強化を基本としつつ、点在する小売店舗を集約化」と書いてあります。これは私が考えたところ、どのように思っておられるか分かりませんが、現時点ではこれは現実的ではないなというふうに思いますので、これは省いたほうがいいんじゃないかと私は思っておりますが、執行部の御意見をお伺いしたいと思います。

○議長（蒲池恭一君） 執行部の答弁を求めます。

まちづくり推進課長 石原君

○まちづくり推進課長（石原康司君） ただいまの秋丸議員の御質問にお答えしたいと思います。

今回のこの過疎地域持続的発展計画の案ということでお配りしている分は、9月6日の全協で

も一度、御説明いたしましたが、まずもってこの計画というのは、過疎の特別自立促進から持続発展を目的とした新しい過疎計画をつくるという法律が改定されております。

そして、この計画書というのは、一番有利な財源というのは過疎債というものがあります。過疎債を借り入れるためには、この計画書に法にのっとった形で総論的なこと全てが計画書の中に網羅されていなければ、その過疎債を借りることができないと。そのために法にのっとった計画書を作成しているというのが、まず前提となっております。

今、御指摘いただいたあいのりくんの件、それと既存商店の育成の件、こちらにつきましても今おっしゃったように具体的な内容にはなっておりませんが、今後、事業を展開していく中で、あいのりくんのような公共交通事業と商店の育成強化のような事業、これを形過疎債を活用するときにはこの文言くらいでと言ったらおかしいですけど、法にのっとった内容を記載しまして、この内容につきましては県と協議をして、こういった内容ならば事業展開ができるということになっておりますので、一応、まだ県から正式な協議ができておりませんが、今回、この案をやり取りしながらやっていこうと思っております。

結論から言いますと、この計画書の中には具体的な文言というものはあまり入れておりません。しかしながら、いざ実際に事業をするときには、具体的なことを提案いたしまして、この過疎債を活用できるような内容ということで御理解をいただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（蒲池恭一君） ほかに質疑ありませんか。

7番 秋丸君

○7番（秋丸要一君） 趣旨はよく分かりましたが、でも、あいのりくんに関しては交通手段の策定につきましては、そうであれば、やはり取り組むべきことをちゃんと明記をせんと、明記しとらんならばされんでしょう、逆に言えば。明記しとらんことはされんですよね。

だから、そのあいのりくんも見直して新しいやつも考慮してやると、そういうふうな、文言はちょっと私、適当な言葉は分かりませんが、その辺のところはちゃんと明記しておかないと事業は展開できないんじゃないですか。だからそう言ってるんですよね。その点どうですか、見直すつもりはありますか。

○議長（蒲池恭一君） 執行部の答弁を求めます。

まちづくり推進課長 石原君

○まちづくり推進課長（石原康司君） ただいまの御質問にお答えいたします。

今現在では、この段階で記載を計画書としてつくっております。この過疎計画書というのは毎年、見直しというものができますので、毎年、また国・県と協議をしまして見直しということができます。だから当然、新しい全くここに記載していないような事業をやるときには、年に1回になりますが、新しい事業を変更ということで国と協議をしまして、過疎債が借りれるように計画は進めていくということでやっております。軽微な変更につきましては、もう単純に事務局で県とのやり取りの報告で終わると。年に1回、必ず修正ができるということで、お答えしたいと思います。

以上です。

○議長（蒲池恭一君） ほかに質疑ありませんか。

7番 秋丸君

○7番（秋丸要一君） そういうことであれば、年に1回ということであれば、私は異存ありません。

○議長（蒲池恭一君） ほかに質疑ありませんか。

10番 池田君

○10番（池田龍之介君） 40ページの文化財の保全について、お尋ねをいたします。

40ページに「和水町歴史民俗資料館は劣化が深刻化している状況であるため、町公共施設個別施設計画に基づき機能移転を検討しながら、耐用年数の満了となる令和9年度を目途に取り壊しを行う」というような表現になっております。

これに載ってなくても追加で計画は、追加計画がなされるということは認識をしておりますけれども、以前、この和水町議会で町史談会のほうから、新資料館新設、建設という陳情が上がった、それを全会一致で採択をしております。これは、気配りのない議会軽視の計画になっちゃおらんかと思いますけれども、その点いかがですか。

○議長（蒲池恭一君） 執行部の答弁を求めます。

まちづくり推進課長 石原君

○まちづくり推進課長（石原康司君） ただいまの池田議員の御質問にお答えしたいと思います。

まず、今、御指摘のとおり文言のほうでは歴史民俗資料館は令和9年度を目標にその取り壊しを行うということで文言を入れております。

この計画書が下のほうに計画の表を入れておりますが、令和3年度から令和7年度までの計画ということで表しております。まだ具体的な日程等が決まっておりませんでしたので、文言としては上のほうに令和9年を目標にということで入れております。

具体的な、下の方に田中城の保存整備事業とか一番下に金栗四三生家整備事業と入れておりますが、そこにはちょっと入れておりませんが、こちらのほうは今、御指摘のとおり、仮にすぐ実施する場合には、変更ということで記載するということで計画書をつくる段階では考えております。

以上です。

○議長（蒲池恭一君） ほかに質疑ありませんか。

10番 池田君

○10番（池田龍之介君） 変更は可能ということありますけれども、やはり国に与える認識度ですよね。変更して上げるよりも、もう最初からぴしゃっと計画書に上げると。その事業を実施しますよといったほうが、県に与えるのはいいんじゃないかなと。急遽、変更して上げるよりも、せっかく、「せっかく」と言うとあれですけれども、議会で全会一致で採択されている案件なんですよ、私が言っているのは。それに対して、執行部もやはり何かしらの表現、これに上げたからしなければいけないというわけじゃないわけでしょう。それくらいの気配りというか、そういうのはやってもいいんじゃないかなと。

私から言わせてもらうなら、本当、議会軽視ですよ。その一言に尽きます。何か答弁があれば、お願ひします。

○議長（蒲池恭一君） 答弁があればだそうですけど。

町長の答弁を求めます。

町長 高巣君

○町長（高巣泰廣君） 本件につきましては、池田議員が指摘されますように関係者から要望書が提出され、議会では全会一致で採択というような手続が取られたと。それに合った対応をすべきじゃないかという御指摘でございます。

確かにおっしゃることはもうそのとおりかなと思います。途中で入れるより当初から入れると、やはりそれはもう重みが違うというふうに、私もそれは考えます。そういうことで、今後こういったことの場合は、しっかりと吟味しながらより掲載の漏れ等がないようにしっかりと対応してまいりたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（蒲池恭一君） ほかに質疑ありませんか。

10番 池田君

○10番（池田龍之介君） これはまだ国・県のほうには提出されていないと思いますので、その点、盛り込んでもらうことはできますか、できませんか。よろしく。

○議長（蒲池恭一君） 執行部の答弁を求めます。

副町長 松尾君

○副町長（松尾栄喜君） 池田議員がおっしゃいますこと、十分、理解はできます。

ただ、この過疎計画の案の中に書いてございますように、この文言につきましては町の公共施設個別施設計画に基づきということで入れておりますように、個別計画の議論の中でもしっかりとていただいた結果を踏まえてここに記載しておりますので、今回はこの内容で行かせていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（蒲池恭一君） ほかに質疑ありませんか。

9番 庄山君

○9番（庄山忠文君） 14ページの農業振興について、お尋ねをしたいと思います。

その対策として、「生産基盤について土地基盤整備を促進するとともに」というような文面が入っておりますが、今、和水町ではこの県の田んぼの基盤整備事業をやっておりますが、来年度くらいでこの整備は終わると思います。

今後、この農地、これはミカン山とか畑、田んぼも一緒ですが、いろいろなこの基盤整備の事業、これを継続してやっていくのか、この田んぼの基盤整備は、特にこの県営の基盤整備をやるというときに対して、最後の基盤整備ということでこの基盤整備は打ち出したと思っております。そのために個人負担5%だったと思います。県それから町、それが95%、そういう形の中でこの基盤整備事業として、本当にまた継続してやっていくのかなというちょっとと思いがあったもんですから、それが1点です。

それと、農業経営者、後継者ですね。この推進というようなことでうたい上げておりますが、私は、農業者の中でも特に、農業者も加わると思いますが、法人化の推進、これも入れるべきではないかというふうに思っております。今、非常に農業後継者も少なくなっています。そして、農業者の新規にやっておられる方も多分、少ない、人数が少ないもんですから、もう受け皿を個人では受けられないというような規模拡大過ぎるというような事態も発生していると。

そういう中で、私は、個人事業主でもあるかもしれません、法人化をつくり上げて大きな会社組織とか、5名とか、そういうような形で進めていかなくては今後の農業、せっかく基盤整備をしたこの土地に対して、荒れていくというような形になっていくのではないかというふうに思いますので、その点、この2点、どうでしょうか。

○議長（蒲池恭一君） 執行部の答弁を求めます。

農林振興課長 富下君

○農林振興課長（富下健次君） 庄山議員の14ページ農業の基盤の対策の件です。

まず1点目が、土地基盤整備ということで、多分、庄山議員が言われてるのは圃場整備のことかなと思っております。

圃場整備は今、議員おっしゃったとおり来年、再来年の春くらいまでですかね、で、一区切りがつくのかなというふうに考えております。

今、先ほども言われたような負担の割合での事業については、もうそこまでと。だが何でここで促進をするのかというようなことで、圃場整備だけではなく各施設、たとえで言うなら、頭首工であったり用排水路であったり、その辺の整備が農業農村整備事業という形でまたありますので、そちらのほうも含めた土地の基盤の整備というような形で御理解いただければなというふうに思います。

2点目の農業後継者の確保等々のところで、法人化はどうかということでございます。

確かに法人化のほうも進めていかなければと思います。おっしゃったとおりにせっかく圃場整備ができる立派な基盤が、立派な水稻ができる、面積ができた、また畑作ができるところができたといつても後継者がおらんということで、四、五人程度の法人化云々はどうかなというふうな形ですが、現在のところ新規就農者のほうにウエートを置いております。

1つは、新規就農者といつても若い世代のみではなくて、私らも迫っておりますが、60歳現役、引退組、この辺に対してのいろいろな整備のほう、また補助を含めたところの整備のほうも九州農政局のほうに度々ながら御要望、申し上げているところでございます。まずもって、法人化、現在、数法人ございますけども、その辺も含めたところで、法人化よりもまだ今のところ新規就農者及び認定農業者というような形で、そちらのほうを推進しているところでございます。

以上です。

○議長（蒲池恭一君）他に質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長（蒲池恭一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第65号「和水町過疎地域持続的発展計画の策定について」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（蒲池恭一君） 起立多数です。したがって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第66号 和水町工場設置奨励条例の一部改正について

○議長（蒲池恭一君） 日程第16、議案第66号「和水町工場設置奨励条例の一部改正について」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長（蒲池恭一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長（蒲池恭一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第66号「和水町工場設置奨励条例の一部改正について」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（蒲池恭一君） 起立多数です。したがって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第67号 和水町税特別措置条例の一部改正について

○議長（蒲池恭一君） 日程第17、議案第67号「和水町税特別措置条例の一部改正について」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長（蒲池恭一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長（蒲池恭一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第67号「和水町税特別措置条例の一部改正について」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（蒲池恭一君） 起立多数です。したがって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第68号 定住自立圈形成協定の一部を変更する協定の締結について

○議長（蒲池恭一君） 日程第18、議案第68号「定住自立圈形成協定の一部を変更する協定の締結について」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

日程第18、議案第68号「定住自立圈形成協定の一部を変更する協定の締結について」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（蒲池恭一君） 起立多数です。したがって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

日程第19 議案第69号 財産の減額譲渡について（旧菊水南小学校・土地）

○議長（蒲池恭一君） 日程第19、議案第69号「財産の減額譲渡について（旧菊水南小学校・土地）」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

1番 荒木君

○1番（荒木宏太君） 1番、荒木です。

議案第69号「財産の減額譲渡について（旧菊水南小学校・土地）」について、質疑させていただきます。

先般の一般質問でも議員の方からありましたが、避難所についての質問です。旧南校区の避難所についての今後の計画ははっきり定めてあるんでしょうか、町長にお聞きいたします。

○議長（蒲池恭一君） 総務課長でいいですか。防災の担当は。

執行部の答弁を求めます。

総務課長 中嶋君

○総務課長（中嶋光浩君） 旧南小学校跡地が民間に売却になったことにより、それまで旧南小学校が避難所として指定されておりました。これに代わる避難所としての器といいますか場所としては、菊水小学校のほうという位置づけをしております。

以上です。

○議長（蒲池恭一君） 他に質疑はありませんか。

1番 荒木君

○1番（荒木宏太君） ありがとうございます。私が一般質問でも申しましたとおり高齢者の方とかやはり近くに避難所がないとどうしても移動時間も関係あることですので、避難の計画、南校区でしたら南校区内にやはり避難所は必要ではないかというふうに思うんです。

町長には、ぜひその避難所の設置をしっかりと明言していただかなれば、なかなかこの案件自体、難しいのかなというふうに思うんですが、町長にお聞きいたしたいと思います。

○議長（蒲池恭一君） すみません、荒木議員、もう一回、お願ひしていいですか。

1番 荒木君

○1番（荒木宏太君） 避難所についての計画を校区内に。

○議長（蒲池恭一君） 旧南小校区内につくる意識があるかと。

○1番（荒木宏太君） そうです、はい。

○議長（蒲池恭一君） あるかないかと聞けばいいですか。

○1番（荒木宏太君） はい。

○議長（蒲池恭一君） はい、分かりました。

町長の答弁を求めます。

町長 高巣君

○町長（高巣泰廣君） 避難所につきましては、先ほど、総務課長が申し上げましたとおりでございます。

○議長（蒲池恭一君） 今のところ、つくるつもりはないということですね。
ほかに質疑はありませんか。

1番 荒木君

○1番（荒木宏太君） 南校区内の町民の方もすごく心配されていると思います。

今後、じゃあずっと、もう中央校区のほうに避難することになるんでしょうか。計画はもう絶対に南校区内につくるという考えは全くないのでしょうか。お聞きいたします。

○議長（蒲池恭一君） 執行部の答弁を求めます。

総務課長 中嶋君

○総務課長（中嶋光浩君） 今のところ、現在ある公共施設を避難所として利用する計画でございます。

以上です。

○議長（蒲池恭一君） しばらく休憩します。

休憩 午前10時36分

再開 午前11時00分

○議長（蒲池恭一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

執行部の答弁を求めます。

総務課長 中嶋君

○総務課長（中嶋光浩君） 南校区には公共施設としての避難所はございませんけども、地元の公民館を避難所として避難していただけることは可能でございます。

以上です。

○議長（蒲池恭一君） ほかに質疑はありませんか。

9番 庄山君

○9番（庄山忠文君） 議案69号それから議案70号について、一緒に関係するものですからお尋ねをしたいと思います。

減額譲渡ということで、南小学校土地建物一緒に処分をするということでございますが、町長としてそこの地域に説明会がございました。その意見が「もう少し説明が欲しい」というような御意見等もあったと思うのですが、町長として、十二分に説明ができたかお尋ねをしたい。それが1点です。

それと、私は学校跡地検討委員会で前町長のときに答申をした一人でございます。南小学校は一応、平地にして工場誘致というようなことで答申をしております。私は、この工場誘致ということは非常に進めていく立場でございます。この案件に対しては賛成をしたいというふうに思っております。

ただ、今後の問題として、特に三加和地区で中学校の統合がありました。緑中学校、玉名北中学校ですね。この跡地を町の推進ということで工場誘致をして、特に玉名北中学校の跡地の東洋電装、これは非常に町として有意義な工場誘致であった、結果として。それと、緑中学校も今、小さな会社ではありますが、現存をしてやられております。そういうことを踏まえて、町として10年間くらいは後を見ながらやっていくというようなことで答弁もあったと思うのですが、私は、ぜひ、10年じゃなくて本当にこの減額贈与をするわけです。その説明責任と今後の問題として、しっかりと町も考えてやっていく見守りをして前進するような工場誘致であってほしいと思いますが、その点、2点お尋ねしたいと思います。

○議長（蒲池恭一君） 町長の答弁を求めます。

町長 高巣君

○町長（高巣泰廣君） 「町民への説明は十分だったか」というお尋ねでございますが、斎木議員からの6月の議会での一般質問でお答えをしたところでございます。町民の皆さんへの説明につきましては、4月22日に住民説明会を開催いたしまして、丸美屋様から配付された事業計画書に沿って、会社の概要や活用に関わる方針等を分かりやすく説明をしていただきました。

また、8名の方から購入希望価格の件や排水の件、先ほど、お答えしました体育館の避難所の件などについて質問を受け、丸美屋様と町としっかりとお答えさせていただき、説明会での御理解はいただいたというふうに思っているところでございます。

それから、次の今後、10年間ということじゃなくて長い目でしっかりと地元に根を張った企業活動をやっていただきたいと、それが地域につながってくると、地域の活性化につながってくるという庄山議員の持論展開でございます。

まさにそのとおりだと私も思います。

やはり企業が反映して地域も反映するというような相乗効果が出てくると、そこを狙っての企業進出を今回、お願いするわけですので、そこは南小学校に来ます丸美屋さんにおかれましては、これは県下の商品業界でも圧倒的な販売シェアも持っておられるし、販売高も持っておられると。しかも、当町に本社があるわけです。この辺のことも考えますと、さらに規模拡大を図って企業を大型化しようという構想の下に今回、進出をされるわけでございますので、ここは私たちも将来にしっかりと期待をかけながら、町として対応できるところはしっかりと対応もしていく必要があるかというふうに考えております。非常にしていただいて、よその町に検討されたところは和水町と南関町と玉名市というふうに話を聞いておりました。ならば、ぜひとも和水町に今、本社があるこの和水町にお願いをしたいという思いは当初からございました。そういったことで、和水町に根を張って頑張りたいというのが丸美屋さんの考え方でございますので、しっかりと今後の会社経営がますます発展していきますように、そうすることによって町も発展していくということは間違いないと思いますので、しっかりと頑張っていただきたいというふうに思います。

○議長（蒲池恭一君） ほかに質疑はありませんか。

9番 庄山君

○9番（庄山忠文君） 「説明責任は十二分に果たした」と、町長はおっしゃいましたが、監査委員の立場から監査指摘もあっております。「十二分にまだ説明が必要じゃなかったのか」というようなお話があつてあります。

私も実際的に、2遍も3遍も4遍もというようなことで町民に対して説明責任はまだやるべきじゃなかったかというふうに思いました。結果として、一応、もうこういうことになりましたが、南小学校の案件ですので、それに関連してほかの東にしろ西にしろ神尾小学校の跡地にしろ、私は、これを全般的にその地域の人たちが十二分に本当に納得するような説明が足りなかつたなと思いました。そういうことで、この南小学校案件に対しては、私は賛成をしたいというふうに思いますが、そういうことでもう少しやってほしかつたということだけは申し上げたいと思います。

それから、今後の方策として、会社が十二分に育ってほしいと。私は、今も申し上げたように南小学校だけの問題だけじゃなくて神尾小学校それから西、東これも一緒に本当にこの会社がしっかりと根づいてほしいと。

私がなぜこういうことを言うかといいますと、これは町長提案で、私たちがこれを決定するわけです。今後、「あんたたちが決定をして何じゃったかい、あの会社は。とうとうのうなって、ただ減額で、ただでやつたじゃないの」と、私はそういう結果にならんように、しっかりと見守つて、会社もしっかりとやっていってもらいたいと、そういう思いでございます。そういうことを踏まえて、私はお願いということで質問を終わりたいと思います。

以上です。

○議長（蒲池恭一君） 町長の答弁を求めます。

町長 高巣君

○町長（高巣泰廣君） ただいまの庄山議員からのお話の件、しっかりと承りました。

これから先、要は今、出発点でございますので、今日、審議採決をいただいて御承認いただきましたならば本契約という形を取らせて執行させていただきたいというふうに思います。

あとは、会社としていかにここでしっかりと企業活動をやっていただきかということ、ほかの企業もそれぞれ特色ある企業が進出しておられますので、私は、将来必ずこのしっかりと根を張って、そして大きく飛躍するそういう力がある企業だというふうに思っております。

ですから、これはもう町民としてもこれを歓迎し、大いに企業が来ることを歓迎しまして、そして町、企業そして地域住民の皆さん一緒になって発展していくような考え方で進めていかにやいかんというふうに思います。

また、企業にもそういう努力を一生懸命やっていただくように、今後、機会あるたびにその辺はしっかりとお願いすべきところはお願いをし、また頑張っていかれると思いますので、必ず「よかったです」と、町民の方々から将来、言われるような企業活動をしていただきたいと思います。町もその辺はしっかりと言うべきところはお願いするところはお願いもしなければいかんというふうに考えております。よろしくお願いします。

○議長（蒲池恭一君） 他に質疑はありませんか。

10番 池田君

○10番（池田龍之介君） この案件については、同じような案件が以前、3件ほど上がっておりましたけれども、その3件についても反対をいたしておりましたけれども、ちょっと住民監査請求の審査結果報告書を基に、ちょっと質問をさせていただきたいと思います。

まず、第1点目、公共型プロポーザル方式による候補者選定が菊水東、菊水西、神尾小学校は令和2年3月30日に決定がなされております。それを受け、和水町公有財産取得処分等検討委員会が、令和2年5月8日に審議がなされております。

菊水南小学校については、令和2年9月24日、公共型プロポーザル方式により候補者選定が行われておりますが、報告書が8月2日付で出されておる中に、この南小においては和水町公有財産取得処分等検討委員会がまだ開かれていません、開催期日は未定というような報告がなされております。菊水東、西、神尾小学校においては、決定から40日後くらいに開催をされておりますけれども、この南小学校においては7月末日で約10か月ほど経過されているにもかかわらず、なぜ開催されていないのか。いつ開催がなされたのか。

それと、2点目、土地の売却価格について、再三再四、不動産鑑定価格を無視されているというようなことを申し上げてきましたけれども、その根拠について、再度、説明をお願いしておきます。

また、妥当な価格と判断された基準は何をもって基準にされているのか、お示しをいただきたいと。

以上、3点か4点について言いましたけれども、それについて、まず第1回目の答弁をお願いします。

○議長（蒲池恭一君） しばらく休憩します。

休憩 午前11時15分

再開 午前11時16分

○議長（蒲池恭一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

執行部の答弁を求めます。

まちづくり推進課長 石原君

○まちづくり推進課長（石原康司君） ただいまの池田議員の御質問にお答えします。

まず1点目の5月8日にプロポーザルの結果が3月に出まして、5月8日に監査委員さんの報告書には公有財産の処分の検討委員会を開催していると。しかしながら、今回、南小学校が決定したのに公有財産の処分検討委員会が開かれないのはなぜかについてです。

まず、5月8日を開いております公有財産の処分検討委員会というのは、基本的には公有財産処分検討委員会はこういう方法をやっていいかという決定機関でありますので、5月8日のときには南小学校だけが前回、プロポーザルに応募が1個もありませんでしたので、6月から同じようにプロポーザルをしていいかということの検討を5月8日に検討しております。

基本的にはそこで3校の分が決まったからそこを承認しますよというような委員会を開いたわけではありません。それによりまして今度、南小学校のほうは、その5月8日に開いた委員会のほうで6月からプロポーザルをやりまして現在に至っております。

したがって、新たにこの議案を提出する前に、公有財産の検討委員会を開催して承認をもらうというようなことは、実際にはやらないということが1点目の答えになります。

あと、購入価格等の判断基準、また根拠等になりますが、おっしゃるとおり土地の参考価格、建物の参考価格、不動産の評価の価格というのがそれぞれ土地のほうで3,778万円、建物のほうで1,482万円とか出ております。それに対しまして、今回、出ております1,000万円というのは、12月の全協のほうでも1回、価格表というものをお渡しましたと思いますが、まず、その根拠としては、そこからいろいろな建物の解体費とか年間の経費を引いた上で、金額の比較のほうは提示しております。

また、プロポーザルの中では価格だけで決定はしておりませんので、監査委員さんの報告書にもありますように、プロポーザルの実施要領に基づきまして総合的な判断で決定をしております。その中にこの建物の1,000万円というのは参考価格、契約候補者の方が提出された価格として、その事業計画とともに認めたという金額となっております。

一応、お答えのほうは以上になります。

○議長（蒲池恭一君） 他に質疑はありませんか。

10番 池田君

○10番（池田龍之介君） まず、公有財産取得処分等検討委員会で処分しますという方針を出された。それで、プロポーザル方式による選定を行ったと。その後は、それならこの検討委員会というのは、その後の報告とかいろいろあるんじゃないですか。ここに決まりましたというような報告はいつなされるんですか、この検討委員会には。

あなた方は筋を通すような仕事をしなきや駄目ですよ。ただ売却をしますよというだけで、そこで検討委員会を打ち切るなんておかしいじゃないですか。その後、「どこにこういう価格で売りましたよ」という報告もしなきやあ、全然この検討委員会の設置した意味がないじゃないですか。中途半端な仕事をしなさんなよ。

そして、土地の問題になりますけれども、建物がどうのこうのじやなくて、私は、土地の価格について聞いてるんですよ。そりやあ建物を壊さにやいかんから、壊し賃として解体料として何千万円か何億円かかるでしょう。そういうのは私は聞いてないわけです。

土地の問題でしょう、これは。土地の減額譲渡についての提案でしょう。だから、土地の妥当な価格と判断された基準はどこに置かれているんですかと、聞いてるんですよ。答弁になってないじやないですか。私たちは3回しかできないんですよ。同じことを2回、言わすんなら、あと1回しか言えないんですよ。

土地の価格の妥当な価格と判断された基準はどこにあるんですか、再度、聞きます。

○議長（蒲池恭一君） しばらく休憩します。

休憩 午前11時22分

再開 午前11時35分

○議長（蒲池恭一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

執行部の答弁を求めます。

まちづくり推進課長 石原君

○まちづくり推進課長（石原康司君） ただいまの池田議員の御質問にお答えいたします。

土地の譲渡価格1,000万円についてでございますが、これはもう何遍も答弁しておりますが、プロポーザル実施要領に基づきましてプロポーザルの審査を行いました。この中で、総合的な評価としまして、審査項目としますと、活用について、地域との関わり、運営体制または事業収支について、プラス購入希望価格というような10項目にわたる項目の中から審査をしていただいております。その中で今回、契約候補者ということで決定しております。

よって、土地の参考価格として表示しておりますその3,778万円、これを入札と同じように最低幾らで売るとか、幾らだったら基準額になるとか、そういった金額は出しておりません。あくまでもこの総合的な評価をやりまして、その中で1つの項目に参考、購入の希望価格を記入していただいた分が1,000万円となっております。

以上です。

○議長（蒲池恭一君） 基準じやないということたいね。

他に質疑はありませんか。

10番 池田君

○10番（池田龍之介君） 基準値も何も検討されてないわけですね。

普通は、一番狭い土地を基準にするのか、一番広いやつを基準にするのか、それとも平均を出

した価格の土地の面積を基準にするのか、そういうやり方があるんじやないかと思います。あ4校とも面積は一緒じゃないんですよ。ばらばらですよ。一番広いのが南小学校ですよ、敷地面積が広いのが。一番狭いのが東小学校、それに続いて狭いのが西小学校、2番目に広いのが神尾小学校です。

建物がどうのこうの、建物を壊すのは東小学校だけじゃないですか。あの3校については、建物を有効活用するというようなことになってるんじゃないですか。それならそれで、東小学校はいいですよ、建物を壊しますからと。実際、壊されております。だから建物を、1億円かかるから1,500万円で売りましたと。それは筋が通りますよ、あなた方が言われる筋として。

しかし、ほかの3校については、建物は壊さないと、プロポーザルではっきり計画性を打ち出されているわけでしょう。だったら、土地に加算するべきじゃないですか。そういう方法も何も取ってないんじゃないですか。考えられてもおられないんじゃないですか。その場その場で売つてるとしか言いようがないじゃないですか。

公有財産ですよ。町民から預かってる財産なんですよ。それを行き当たりばったりで売つてるんじゃないですか。あなた方はそれでも公儀ですか。

○議長（蒲池恭一君） 池田議員、質疑ですので、簡潔明瞭に質問答弁をしてください。

○10番（池田龍之介君） 神尾小学校の土地代だけは、仮に一番低い狭い東小学校をもう1,500万円で売ったからということで、それを基準として考えた場合は、妥当な価格で売つてあるわけですよ。

西小、南小については、とんでもない価格ですよ。やはりするには基準を考えるべきでしょう。ただ全体だけで判断して、土地と建物が一緒に議案として上るならそれでいいかも分かりませんけれども、土地と建物は別々に議案が上がってるんじゃないですか。そのところを考えなければいけないと私は思いますよ。その点、どう思われますか。

○議長（蒲池恭一君） 執行部の答弁を求めます。

まちづくり推進課長 石原君

○まちづくり推進課長（石原康司君） ただいまの御質問にお答えいたします。

この学校跡地活用につきましては、昨年の9月くらいから公募を始めまして、その間に議会が3回ほど、9月の議会、12月、3月、6月と今回と1年間、議会の中でそれぞれ議案として上つております。

その中で、全協等でも9回ほど同じようなことを説明いたしまして、12月議会では一応、一覧表をお配りをして、今あったような価格については御説明をしております。また一般質問等でもいろいろなお答えしております。先ほど、答弁しましたとおり今回のこの1,000万円という減額譲渡につきましては、プロポーザル実施要領に基づいた応募事業者を審査基準に基づいて審査をやりまして、その中には今の御質問にあったような価格という面が1つの項目には入っております。

しかしながら、1項目から9項目は基本理念または事業内容、人員配置といろいろなことを加味した上するのがプロポーザルということで認識をしておりますので、それに基づいて契約候

補者を決定して今回、しております。

よって、土地建物等につきましては、不動産鑑定評価というものを行いまして、近隣の土地の値段等を評価したものを参考価格としてそのプロポーザルの実施要領には載せております。そういった全てを加味した上で今回、事業内容等を提案していただいて、契約候補者と決定をしていると認識をしております。

以上です。

○議長（蒲池恭一君） 他に質疑はありませんか。

○10番（池田龍之介君） 答弁が違いますね。はっきりした答弁をしてください。

○議長（蒲池恭一君） しばらく休憩します。

休憩 午前11時42分

再開 午前11時45分

○議長（蒲池恭一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

執行部の答弁を求めます。

まちづくり推進課長 石原君

○まちづくり推進課長（石原康司君） ただいまの御質問で、建物等、壊さないような計画を出されたところも同じような扱いをしてるということに対するお答えになりますが、これも今までと同じように跡地のプロポーザル実施要領に沿いましてプロポーザルの審査基準、1項目から10項目ほど挙げております。その基準に沿って審査をしていただきまして、契約候補者を決定しております。

よって、建物を壊す、壊さないというのもその事業計画等全てを総合的に判断した内容となっております。

以上です。

○議長（蒲池恭一君） 他に質疑はありませんか。

3番 齊木君

○3番（齊木幸男君） この議案に対して質問させていただきます。

まず、質問の前に、南校区の地元の議員として本議会前、また、私の一般質問の後、南校区の方、菊水区域の方、三加和校区の方そして町外の方の御意見も伺いまして、私はこの4域小学校の議案に対して賛成を表明したいと思います。

その上で、「防災の件、このことをもう一度、町執行部に聞いてください」と町民の方から言われましたので、一般質問に続きますが、再度、質問させていただきます。

この議案によると、南小体育館は指定避難所なんですが、この指定避難所からなくなってしまいます。このことに対して、南校区民またここを避難所として使われていた方が使われなくなりますね。ということは、防災の機能は低下するんじゃないかと私は思いますが、執行部の意見をお伺いいたします。

○議長（蒲池恭一君） 執行部の答弁を求めます。

総務課長 中嶋君

○総務課長（中嶋光浩君） 斎木議員の御質問にお答えいたします。

南小学校跡地の売却により防災機能が低下しないかという御質問でございますけども、跡地の避難所がなくなったとしても防災機能が低下することはございません。

災害が起きて避難する際は、早め、早めの避難をお願いしております。南小学校の跡地売却により避難所がなくなったとしても、既存の町の公共施設を避難所としておりますので、そちらのほうに避難をしていただきたいと思います。

また、先ほど、荒木議員から御質問もございましたときにお答えしましたけども、地元の公民館も避難所として使えますので、そちらのほうでも避難はできるということでございます。

以上です。

○議長（蒲池恭一君） 他に質疑はありませんか。

3番 齊木君

○3番（齊木幸男君） ただいまのお答えによると、防災機能は低下しないということが執行部の見解ということですが、改めて、この議会の前に南校区、日平区、萩原区、用木区、蜻浦区、この4校区の区長さん、区長さんは一般質問で述べましたとおり自主防災組織の長であります。

その方が、この議会前に要望書を上げられています。まさに、住んでいらっしゃる方は命の危険を感じているわけですね。百年に一度、千年に一度の災害が起こる今の時代です。

執行部は、「機能は低下しない」と言ってますが、住んでいらっしゃる町民の方は命の危険を感じて、この議会前に要望書を出されたわけです。この要望書の意見をしっかりと聞いて、それを採用してそれを行うことが、この町長以下執行部の仕事だと私は思いますが、いかがでしょうか。

○議長（蒲池恭一君） 執行部の答弁を求めます。

総務課長 中嶋君

○総務課長（中嶋光浩君） 確かに南校区の各区長様から要望書が町のほうに提出されております。「地元に避難所をつくっていただきたい」という御要望でございます。

先ほどの答弁と重複いたしますけども、地元の公民館また近所、知人宅、そういったところも避難所としてできるところでございますので、こういったところでは早め早めの避難を、安全な場所に避難していただくと。避難所を開設したから、そこまで来るのがちょっと遠いとかいう話もございますけども、近くでも安全な場所がございましたら、そちらも避難所でございますので、早め早めの安全な場所への避難ということをお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（蒲池恭一君） 他に質疑はありませんか。

3番 齊木君

○3番（齊木幸男君） 3回目の御質問になります。質問というか、町長に意見と申しますか。

町の合併、平成18年以来15年、この南小学校のプロポーザルの売却が無事、議決されれば、何と全ての小学校の、全てといいますかプロポーザル売却は全てですね、そして利活用、全て行わ

れると。他の地域からすれば、和水町は何とすばらしい結果になったんじやないか。これが、先ほど申しました他の地域の方からの御意見でした。

そこで、地域の方のお話をもう一度、お伺いしまして、私たちは防災機能がもちろん低下している。これは事実だと思います。要望書が出てますから。しかし、新規雇用と町の発展、活性化、これが重要だと、私たちは思ってこの議案には賛成する。私もそうしろと言われて、この議会に臨んでおります。

最後に町長に、私は一言、言って、この議案に対しての質疑を終わらせていただきますが、勝って兜の緒を締めよ、勝って兜の緒を締めよ、売れた後が重要だということを肝に銘じてください。そして、仕事をしてください。質問にはなりませんが、3回目の質問を終わらせていただきます。

○議長（蒲池恭一君） 町長の答弁を求めます。

町長 高巣君

○町長（高巣泰廣君） 学校跡地の売却につきましては様々な御意見を拝聴し、そして、成案に賛成をいただいて、最後の南小学校、今から審議していただくわけでございますけれども、必要性は十分、御理解いただいてるというふうに、私は思っております。

ですから、私はこの事業は絶対、将来、和水町にとってためになると、そういう思いを持って取り組んでおります。必ずや期待に応えてもらえるという思いです。ですから、今、勝って兜の緒を締めよというような教訓を言われましたけれども、これは共に企業と和水町、そして地域、この三者が一体となって発展するように、我々はしっかりと取り組んでいくというのが使命であると思いますので、全力を挙げて取り組んでまいります。

○議長（蒲池恭一君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第69号「財産の減額譲渡について（旧菊水南小学校・土地）」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（蒲池恭一君） 起立多数です。したがって、議案第69号は原案のとおり可決されました。

日程第20 議案第70号 財産の無償譲渡について（旧菊水南小学校・建物等）

○議長（蒲池恭一君） 日程第20、議案第70号「財産の無償譲渡について（旧菊水南小学校・建物等）」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長（蒲池恭一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長（蒲池恭一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第70号「財産の無償譲渡について（旧菊水南小学校・建物等）」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（蒲池恭一君） 起立多数です。したがって、議案第70号は原案のとおり可決されました。

日程第21 議案第71号 財産の無償譲渡について（総合グラウンド造成地・定着物等）

○議長（蒲池恭一君） 日程第21、議案第71号「財産の無償譲渡について（総合グラウンド造成地・定着物等）」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長（蒲池恭一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長（蒲池恭一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第71号「財産の無償譲渡について（総合グラウンド造成地・定着物等）」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（蒲池恭一君） 起立多数です。したがって、議案第71号は原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。

1時から再開いたします。

休憩 午前11時57分

再開 午後 1時00分

○議長（蒲池恭一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第22 常任委員長決算審査報告

○議長（蒲池恭一君）　日程第22、常任委員長決算審査報告を議題といたします。

各常任委員会において、慎重に審査が行われておりますので、常任委員長に報告を求めます。

まず最初に総務文教常任委員長からの報告を求めます。

総務文教常任委員長　池田君

○10番（池田龍之介君）　改めまして、こんにちは。

（こんにちは）

総務文教常任委員長の池田龍之介です。ただいまより、総務文教常任委員会の決算審査について、報告を申し上げます。若干、長くなりますが、御容赦ください。

総務文教常任委員会所管の令和2年度和水町一般会計歳入歳出決算書及び特別会計の令和2年度和水町国民健康保険事業会計歳入歳出決算書、令和2年度和水町住宅造成事業会計歳入歳出決算書、令和2年度和水町春富財産区特別会計歳入歳出決算書、令和2年度和水町後期高齢者医療事業会計歳入歳出決算書の審査を総務文教常任委員1名欠席で5名で、去る9月8日、所管課である税務住民課、まちづくり推進課、学校教育課、社会教育課、9日に三加和総合支所の住民課並びに春富財産区、会計室、議会事務局、監査室、総務課の順番で2日間にわたり、審査を実施いたしました。

審査終了後、委員の意見の集約を図った結果、令和2年度和水町一般会計歳入歳出決算書、令和2年度和水町国民健康保険事業会計歳入歳出決算、令和2年度和水町後期高齢者医療事業会計歳入歳出決算、令和2年度和水町住宅造成事業会計歳入歳出決算、令和2年度和水町春富財産区特別会計歳入歳出決算を認定するといったしました。

至った経緯について、会議規則にのっとり、総務文教常任委員会を代表して報告申し上げます。

まず、8日午前9時より、新型コロナウイルス感染防止策を取り、議会委員会室において、午前は税務住民課、まちづくり推進課、午後から、学校教育課、社会教育課の順番で教育長、担当課長以下担当者から、令和2年度一般会計歳入歳出決算書、令和2年度和水町国民健康保険事業会計歳入歳出決算書、令和2年度和水町後期高齢者医療事業会計歳入歳出決算書、令和2年度和水町住宅造成事業会計歳入歳出決算書及び令和2年度主要施策報告書を基に懇切丁寧に報告説明を受けましたので、主な内容等について審査順に報告を申し上げます。

まず、税務住民課より申し上げます。

最初に、税務部門の説明を受け、自主財源の基礎となる町税の収入済額は8億9,250万3,000円で、歳入の8.1%を占めており、前年度比で3,901万円の減額となっており、科目別に見ますと、町民税は3億3,905万5,000円、収納率94.4%、固定資産税は4億5,073万3,000円、収納率95.1%、軽自動車税は4,993万6,000円、収納率97.7%、町たばこ税は5,050万2,000円、入湯税227万7,000円で、収納率は双方とも100%。

また、所在不明、財産なし、生活困窮者等、地方税法第15条の執行停止から3年経過の規定による町税徴収の不納欠損処分額は96万7,000円との説明がありました。

また、滞納処分については、玉名郡4町が相互に税務職員を派遣し、各町の町税徴収強化策として、平成22年に発足させた、4町併任徴収業務において、令和2年度は個別調査や預金、国税

還付金の差押え等225件実施したとの報告を受けたところであります。

「小学校のスクールバス委託先の七城観光からの税収は幾らほどか」と尋ねたところ、「平成30年度に固定資産税として1万3,000円1回限りの税収になっている」との回答がありました。

次に、生活環境部門の主なものとして、一部組合の負担金1億8,153万1,000円、一般ごみ収集運搬業務委託として3,010万7,000円、また、せきすい斎苑の改修事業費として2億202万8,000円を支出した旨の説明を受けました。一部組合への算出額は搬出量に基づき算出されていることを踏まえて、小学校、中学校及び行政区が取り組んでいるごみの再利用を目的とした資源回収に対し、補助金の増額を図り資源回収の拡充をしてはどうかと促したところであります。それによつて、負担金運搬費の削減を図ってはと要望いたしたところであります。

また、せきすい斎苑の業務負担金は、三加和斎場分が合算されることにより、南関町分と和水町分の比率が逆転現象になることを御理解、願ったところであります。

次に、国民健康保険料事業会計について、述べます。

歳入総額は12億9,015万4,000円、歳出総額は12億4,900万6,000円、差引残高4,114万8,000円で、歳入の主なものとしては国民健康保険税2億4,108万円、歳入の18.7%を占めております。収納率は91.9%であります。一般会計からの繰入は1億754万円で、繰入基準に基づき繰入を行っているとの説明を受けたところであります。

また、歳出の主なものとしては、医療関係にかかった場合の保険給付費8億5,145万5,000円、歳出の68.2%を占めており、国保健康保険事業納付金3億4,358万1,000円を県へ支出、これは歳出の27.5%を占めているとの説明であります。また、保険事業費として、特定健康診査等事業費1,496万2,000円、保健衛生普及疾病予防の保険事業費1,199万2,000円を支出したとの説明でもありました。また、特定検診の受診率は8月時点の速報値で62.7%、40歳以上の人間ドック受診は79人の方が受診をされたと報告を受けております。高額医療の人工透析患者数を問うたところ、国保関係は2名、総数で約40名程度との報告を受けました。

次に、後期高齢者医療事業会計につきまして、述べます。

歳入総額は1億7,502万7,000円、歳出総額は1億7,279万9,000円、差引残高222万8,000円となっております。

歳入の主なものとして、後期高齢者保険料1億507万円で、歳入の59.7%を占め、一般会計からの繰入は5,677万1,000円で、歳入の34.9%を占めているが、繰入基準に基づき繰入を行っているとの説明であります。

歳出について申し上げますと、後期高齢者医療広域連合納付金1億5,735万9,000円、これは被保険者から徴収した保険料を広域連合へ負担金として支出するもので、歳出の91.1%を占めているとの説明であります。

また、保険事業として、特定検診受診者495名、歯科口腔検診受診者90名の方々が受診をされたとの報告を受け、税務住民課の決算審査を終了いたしました。

次に、まちづくり推進課について、申し上げます。

歳入総額は9億1,042万8,000円で、主なものとして新型コロナウイルス感染症対応の地方創生

臨時交付金3億3,701万8,000円、路線バス維持費補助金276万7,000円、ふるさと応援寄附金が3万2,202件の5億5,535万5,000円、前年度比は寄附件数が7.7倍の伸びを示し、金額は10倍の増となつておると報告を受けたところであります。また、コミュニティ助成事業費100万円、これは、江光寺区のエアコン等整備等備品一式の整備補助であり、歳出においても全額トンネル支出をしているとの説明でもありました。

次に、歳出の主なものを申し上げます。

企画事務経費としてふるさと納税にかかる経費としての返礼品代、送料、広告料、決裁手数料等の総額2億7,441万8,000円、これは、国が定める基準である総額の5割以下であり、ふるさと納税対象団体の指定基準をクリアしているとの説明でもありました。また、経費を除いた2億8,093万8,000円は、ふるさと応援寄附金基金に積み立てて有効活用をしていくとの説明を受けたところであります。路線バス運行維持補助金として7路線分の4,183万円を事業者に交付したとの説明を受けました。

次に、定住促進事業として、新婚さん定住促進奨励金15組へ225万円、空き家バンク活用促進補助金として改修工事補助6件の456万円、不要物撤去費2件の31万5,000円、新築住宅の固定資産税減免に代わる施策として住宅促進補助金21件の1,625万円をそれぞれ支出したとの説明を受けたところであります。

次に、藤田さくらタウンの住宅造成事業会計へ1億2,027万1,000円を繰り出し金として拠出、繰り出したことと、あいのりくん運行事業で1,845万円、地域おこし協力隊の活動費として3名に1,029万5,000円、新型コロナウイルス対策事業費として移住定住支援センター整備、お試しくらし住宅整備に114万1,000円を支出、各種改修工事費等で2,814万2,000円を次年度に繰り越したとの説明を受けたところであります。

質疑で、路線バス運行路線とあいのりくん運行事業については知恵を結集し、再検討されるよう促しておきました。

次に、住宅用地造成事業会計について申し上げます。

歳入として、旧区画の不動産販売収入3,977万4,000円、一般会計からの繰入金1億2,027万1,000円となっているとの説明であり、また、歳出については、造成工事の2期、3期及び給水施設整備工事費等に1億5,096万1,000円、確定測量業務費767万2,000円を支出したとの説明がありました。

藤田さくらタウンの販売実績を訪ねたところ、令和3年8月末現在で19区画のうち16区画の契約が確定しており、その内訳は町内4件で家族総数15人、内子供が7人、町外12件、家族総数36人、内子供が11人であると報告がなされ、未契約は残り3区画となっており、年度内の完売を目指しているとの報告を受け、まちづくり推進課の審査を終了いたしました。

次に、学校教育課について、申し上げます。

歳入の主なものとして、菊水小学校のスクールバス運行補助金402万円、タブレット購入補助1,872万円、国庫補助金の繰越明許分9,219万7,000円、内訳は校内のコンピューターネットワーク回線の高速化に対する補助として1,672万5,000円、菊水共同調理場改修補助として7,547万

2,000円との説明を受けたところであります。

次に、歳出の主なものとして、タブレット購入費として4,866万円、新型コロナウイルス感染症対策費として自動水洗設置工事231万円、サーモマネージャー34万7,000円、三密回避のための無線アクセスポイント設置工事費316万8,000円、校内通信ネットワーク整備工事3,441万8,000円、菊水共同調理場の改修経費として旧調理場の解体工事として1,498万8,000円、新築工事分として2億9,427万2,000円との説明がありました。スクールバス運行委託料として三加和小学校分2,167万2,000円、菊水小学校分2,337万3,000円、教科書改訂に係る図書購入費1,129万円、準要保護生徒援助費で小学校分409万円、中学校分273万2,000円、学校共同調理場費は7,937万円、この87%を正職員及び会計年度任用職員の人事費として6,956万9,000円であるとの説明を受けたところであります。

また、質疑のとき、スクールバス委託先の七城観光からの税収は幾らあるのかと税務住民課に訪ねたところ、平成30年度に固定資産税の1万3,000円の1回限りの税収であるとの報告であったことを踏まえ、契約が切れる来年度以降、公募するときには町内に事業者があるところを指定要件に加えるようにと要望をいたし、また、運用の改訂で例えば、2キロから4キロに利用距離を延ばせて、利用人員が減り、停車箇所数も削減でき、運行経費の削減につながるのではないか。時間をかけ保護者さんたちに理解を求めるよう協議されるよう促し、学校教育課の審査を終了いたしました。

次に、社会教育課について申し上げます。

歳入の主ものは、社会教育費1億840万7,000円、保健体育費3億1,641万6,000円、文教施設災害復旧費2,146万3,000円の合計4億4,628万6,000円、前年度比約2億7,776万7,000円の増となっており、増加の要因は町総合グラウンド整備工事、町総合グラウンド法面災害復旧工事、被災古墳レーザー測量業務委託及び田中城跡災害復旧工事との説明を受けたところであります。

歳出の主なものとして、社会教育総務費4,826万7,000円、うち3,458万5,000円が社会教育係及び文化係職員の人事費であり、各種社会教育団体等に対する負担金、補助金、地域学校共同活動推進事業の地域未来塾の運営費等を支出しているとの説明を受けました。

また、地域未来塾としては菊水地区と三加和地区合わせて64回開催し、参加延べ生徒数は895人との好評であったということの報告を受けたところであります。

次に、公民館費の3,884万2,000円、うち中央公民館経費1,023万5,000円、三加和公民館経費1,985万6,000円及びアンプスピーカー更新工事費として106万6,000円を支出、次に、文化財保護費2,873万8,000円、うち、田中城跡維持管理費496万7,000円、豊前街道維持管理費196万7,000円とする。次に、文化財調査事務経費1,165万2,000円、うち菊池川菰田橋護岸にある計石等の文化財発掘調査費として836万円、神尾城跡報告書作成に315万円支出しているとの説明を受けたところであります。次に、保健体育総務費として4,718万8,000円、うち金栗四三顕彰事業として公衆トイレや常設展示品用のパネル等の整備、生家の運営費等に2,625万2,000円。なお、繰越明許費の354万3,000円は生家駐車場の土地購入費として支出したとの説明を受け、最後に、体育施設費として2億6,568万3,000円、うち町総合グラウンド整備工事等に2億3,697万9,000円を支出して

いるとの説明を受け、社会教育課の審査を終了し、1日目の所管課の審査を終了いたしました。

次に、2日目の9日も午前9時より議会委員会室において、午前は三加和総合支所の住民課、春富財産区、会計室、議会事務局、監査室、午後から総務課の順で三加和総合支所長及び担当課長並びに担当者から、令和2年度一般会計歳入歳出決算、令和2年度春富財産区特別会計決算及び主要施策成果報告書に基づき、令和2年度和水町一般会計歳入歳出決算、令和2年度春富財産区特別会計について、懇切丁寧に説明を受けましたので、これもまた審査順に報告を申し上げます。

まず、三加和総合支所住民課について、申し上げます。

庁用車の2トン車の管理について、運転者においては免許証の中型以上を所持している者以外には絶対、運転をさせないように注意を促したところであります。また、近年の課題となっている町が供給する水の供給価格の統一に向け解決すべく、本年度、水量計を要所に設置工事をいたしており、価格を決定する過程として、供給量の算出をいたしたいとのことありました。

なお、決算事務処理については、適切に処理されていたとの意見の集約を見、審査を終了いたしました。

次に、春富財産区特別会計について、申し上げます。

先ほども支所長のほうから説明を願いましたけれども、9月定例会に上程してある補正予算書の財源組替えは、本来であれば令和2年度で未収金扱いで処理すべきではないかと提起したところ、課といたしましてもそう処理すべきと思い玉名森林組合と協議を持ちましたが、計画が県から町経由じゃなく直接、玉名森林組合のほうに行く形態であり、出納閉鎖も町としては3月決算、締めが5月末。一方、玉名森林組合は5月決算で8月末の出納閉鎖と期日にずれが生じており、今後も最善の解決策については協議を続けていきたいと述べられたので、その旨、事に当たられるよう要望いたし、春富財産区特別会計の審査を終了いたしました。

次に、会計室について、申し上げます。

資金運用として14億円を国際債券購入により運用している明細はどのようにになっているのかと尋ねたところ、みずほ証券に7種の債権で8億円、野村證券に2種の債権で2億円、大和証券に2種の債権で2億円、日興証券に2種の債権で2億円と報告がなされたところであり、決算事務処理については適切に処理がなされていたと意見の集約を見、審査を終了いたしました。

次に、議会事務局並びに監査室について申し上げます。

決算事務処理については、議会事務局、監査室とも適切に処理がなされていたとの意見の集約を見、議会事務局並びに監査室の決算審査を終了いたしました。

最後に総務課について申し上げます。

令和2年度の一般会計歳入決算額は110億5,235万5,000円、歳出決算額は101億574万1,000円で、対前年度比で歳入24億2,056万7,000円、率で28%の増額となっております。

歳出6億5,696万9,000円、33.2%の増額となっているとの説明を受け、歳入区分ごとの割合は、地方交付税が29.3%、国県支出金が25.3%、町税が8.1%となっており、自主財源の根幹である町税は依然として低い水準にあるとの説明を受けたところであります。

ちなみに、財政指数は、和水町25%、玉東町32%、南関町41%、長洲町55%と、玉名郡内4町でも一番低い指数であると指摘がされました。

地方交付税のうち普通交付税は、2町合併から10年間は旧町ごとに算定される優遇措置である合併算定替も平成27年度で終わり、従来の一本算定へ移行した折の緩和策として、平成28年度から令和2年度までの5年間にかけ段階的に削減、減額されてきました。

しかし、令和2年度決算において普通交付税は、前年度比で7,434万5,000円の増額となっておりますが、これは地域社会の維持再生に向けた幅広い施策に自主的、主体的に取り組むために地域社会再生事業費が創設されたことが要因ではないかと考察できますとの説明を受けたところであります。

また、一般会計における積立金は、財政調整基金2億7,160万4,000円、災害対策基金2億1,104万5,000円を積み増ししており、この中には前年度決算の余剰金として財政調整基金に2億7,000万円、災害対策基金に2億1,100万円が含まれており、その他預金利子による減債基金22万2,000円、公共施設整備基金39万7,000円を積み増し、合併地域振興基金には、国債等の運用益の507万4,000円を積み立てておるとの説明を受けたところであります。

また、一方で、財政調整基金から財源調整として2億8,460万3,000円、減債基金から1億5,000万円、災害対策基金から1億2,400万円、公共施設整備基金から3,000万円、熊本地震復興基金から800万円6,000円を取り崩し財政運営に充てたとの説明も併せて受けたところであります。

歳出の主なものとして、一般管理費32名分の総務部門の特別職を含む職員の人事費として3億1,715万4,000円、有明一部組合に総務共通経費負担金分949万円、区長会経費として1,822万円、例規関連経費985万5,000円執行しているとの説明を受け、ラスパイレス指数は95.3%であるが、郡内を見ると、玉東町96.9%、南関町95.3%、長洲町94.6%であるが、全国市区町村平均は98.5%とのことであるとの報告も受けたところであります。

財産管理費として、役場本庁舎の管理経費2,900万7,000円、庁用車管理経費584万9,000円、音響設備工事に205万7,000円、電子計算費として業務システム関連経費6,411万7,000円、ネットワーク関連経費2,155万5,000円、マイナンバー制度関連経費1,568万6,000円、コロナ対策オンライン会議システム機器導入費等に795万6,000円を執行したとの説明を受けたところであります。

次に、消防費の主なものとして、一部事務組合へ消防負担金1億9,283万9,000円、高速道路緊急支弁金446万9,000円を支出、消防施設費として消防積載車1台を更新、災害対策費として基金へ2億1,104万5,000円を積み立て、コロナ対策として避難所用の投光器及び発電機の整備に789万8,000円を執行。

最後に公債費について述べますと、元金及び利子の9億4,177万8,000円を支出しているとの説明を受けたところであります。

また、令和2年度の一般会計町債残高は83億2,393万6,000円となり、対前年度比で4億6,207万7,000円の増となっておるとの説明も併せて受けたところであります。なお、財政健全化判断比率は、実質公債費比率が10.3%となり、前年度比で0.2%上昇しておりますとの説明も併せて受けたところであります。

質疑で、新過疎計画にもうたつてあるＳＤＧｓの取組として、庁用車の更新は将来的には電気自動車等への切替えを図るべきではないだろうかと促したところであり、公共施設個別施設計画に沿っての除却の財源としては、合併特例債の発行可能期間内である令和7年度までに計画的に実施しなければと提言をしたところでもあります。ちなみに、事業債運用分として合併特例債の発行可能額47億3,580万円に対し、8月現在で発行可能残額は15億1,900万円とのことであり、過日運用分の10億円は既に積み立てておりますとの説明でもありました。

また、スクールバス委託事業者の件を引合いに出し、総括責任者の総務課として自主財源の乏しい我が町からすると、事業委託はそれど税収に反映しない事業者なら何がしかの税収を上げる、例えば、法人税、個人の特別徴収税等に税収増につながる工夫を全課挙げて取組を考えるべきではないか。入札指名、業者選定要件等の見直しを考慮されるよう促し、総務課の決算審査を終了しました。

その後、委員全員の意見の集約を図る時間を取り、総務文教常任委員会の令和2年度決算審査は、所管課全てにおいて決算事務処理が適切に処理なされているとの意見の集約を見たので、決算審査結果は認定いたすことになりました。

なお最後に、監査委員の言葉を引用するならば、実質単年度収支がマイナス状態でここ数年、続いている、経常収支比率が高止まりを示しており、経常費用が少しづつ増えるような漸増傾向にあり、実質公債費比率も上昇傾向で、特に実質単年度収支がマイナスであることはその年の歳出額が歳入額不足で賄われていないことであり、基金の取崩し等による資金不足を穴埋めすることとなり、基金の残高が減少し始めたら危険信号であると認識をされ、対応策を早めに講じられるようにと所見を述べられておることを真摯に受け止め、各種政策の検証を実施し、反省を踏まえ弱者に寄り添ったより一層の住民サービス向上につながる改善を行うとか、また、効果が低い政策においては趣旨選択の上、取りやめ、やむなく切り捨てる英断も必要ではないでしょうか。でき得る限り経常費用の増加を抑え、詳細なる年度計画を奨励し、政策決定に生かされますよう強く要望をいたし、総務文教常任委員会における令和2年度決算審査の委員長報告といたします。

御清聴ありがとうございました。

○議長（蒲池恭一君） これで総務文教常任委員長の報告を終わります。

次に、厚生建設経済常任委員長に報告を求めます。

厚生建設経済常任委員長 坂本君

○厚生建設経済常任委員長（坂本敏彦君） 改めまして、こんにちは。

（こんにちは）

厚生建設経済常任委員長の坂本敏彦でございます。厚生建設経済常任委員会に付託されました決算審査につきまして、代表して御報告申し上げます

本委員会に付託されました案件は令和2年度決算における一般会計の建設課、特別会計決算における簡易水道事業会計、下水道事業会計、特定地域生活排水処理事業会計、一般会計の商工観光課、健康福祉課、特別会計における介護保険事業会計、特別養護老人ホーム事業会計、和水町病院事業会計、一般会計決算における農業委員会、農林振興課について、9月8日（水）9日

(木曜) の 2 日間にわたり、常任委員 6 名により、各関係職員同席の下、本庁 3 階中会議室において、慎重に令和 2 年度決算審査を実施いたしました。

最初に、建設課の決算審査を御報告いたします。

建設課土木費の歳入決算総額は 4 億 7,183 万 9,000 円で、主に災害復旧分担金、使用料、国庫補助金となっております。

歳出決算総額は 11 億 2,497 万 2,000 円、土木総務費として 1 億 2,561 万 9,000 円、主に各行政区への土木費補助と小災害復旧補助金して 8,021 万 4,000 円を支出しております。町道、里道水路の管理補修が行われております。令和 2 年 7 月豪雨災害による小災害復旧補助金は 221 件で 5,822 万円となっていましたが、行政区からの要望により令和 2 年度に工事完了できなかった事業 24 件 835 万円は令和 3 年度に繰り越されていました。

道路維持費として 1 億 7,092 万 2,000 円支出され、緊急自然災害対策事業債を利用した岩線十町川湾岸線排水施設設備、中十町水路整備などが実施をされています。

道路新設改良費として総額 5 億 9,419 万 1,000 円、江田高野線、内田吹野線、西光寺中林線、岩線道路整備事業が主な事業となり、内田吹野線、西光寺中林線につきましては、令和 2 年度で完了となっております。

次に、住宅費として 5,340 万 5,000 円、町営住宅 6 団地 36 棟、98 戸の管理が行われており、主な事業として、和仁団地 2 号棟の外壁屋根改修工事 2,238 万 6,000 円が支出をされていました。また、大規模盛土造成地変動予測調査業務委託として、町内 13 か所 322 万 8,000 円の支出がされていました。宅地復旧補助金 2 件分 604 万 2,000 円、個人所有危険ブロック塀等除去補助金として 4 件分の 104 万 5,000 円が支出をされています。

災害総務費及び農地公共土木災害復旧費につきましては、令和 2 年 7 月豪雨災害及び平成 31 年度繰越事業の豪雨災害復旧費として総額 2 億 3,954 万 8,000 円が支出をされています。大規模災害となりました令和 2 年 7 月豪雨災害では、年度内に完了できなかった農地等災害復旧費 4 億 4,291 万 3,000 円及び公共土木施設災害復旧費 4 億 320 万 1,000 円が今年度への繰越となっております。

建設課所管の特別会計、簡易水道事業会計の歳入決算総額 6,802 万 8,000 円、歳出決算総額 6,797 万 4,000 円となっています。令和 5 年に企業会計の移行へ向けた法的化業務委託料 69 万 7,000 円の支出がなされています。

下水道事業会計の歳入決算総額は 6,933 万 2,000 円、歳出決算総額 6,928 万 2,000 円となっており、令和 5 年に企業会計へ移行予定であり、下水道固定資産台帳調査として 440 万円が支出をされています。

特定地域生活排水処理事業歳入決算総額 1 億 2,542 万 2,000 円、歳出決算総額 1 億 2,532 万 5,000 円となっております。

最後に、建設課の皆様とお話をしておりましたところ、年々、甚大化し多発化する自然災害に対し、事務量の増加、現場の確認等、建設課の職員が不足しているのではないかと、委員で意見の集約を見たところでございます。

これで、建設課の決算審査報告を終了します。

次に、商工観光課の審査報告をいたします。

歳入決算総額316万5,000円、主なものは、新型コロナウイルス感染症対策総合交付金として120万5,000円、ほか肥後民家村使用料雜入となっています。

歳入につきましては、歳出決算総額1億5,681万5,000円、商工総務費につきましては、職員人件費、和水町商工会補助金を支出、新型コロナウイルス感染症の経済対策といたしまして生活応援商品券事業4,991万6,000円、商工会へ委託分のプレミアム付商品券補助金912万6,000円、事業継続支援金230万円が支出をされております。

商工業振興費の主な支出につきましては、各公共施設の維持管理費として菊水ロマン館749万3,000円、三加和温泉ふるさと交流センターへ1,386万8,000円、道の駅管理費用に233万4,000円が支出をされています。

観光費の主な支出につきましては、観光施設整備管理費用として754万4,000円、肥後民家村施設管理費用として20万7,000円、観光協会補助金として200万円、観光P R費用として255万1,000円、アフターコロナを見据えての感染対策としてバーチャルラン動画作成に275万円が支出をされています。

また、新型コロナウイルス感染症の予防対策といたしまして、4款衛生費、2項保健衛生費、2目予防費から検温カメラシステム等の購入費420万円、感染症拡大防止対策支援補助金として902万1,000円が支出をされております。

令和2年度におきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、各種イベントは中止となっており、商工事業者などへの経済対策が重点的に実施をされておりますが、この新型コロナウイルス感染症の蔓延する中、新しい事業を計画する必要があるのではないかという意見の集約を見たところでございます。

次に、健康福祉課の決算審査を報告いたします。

健康福祉課は福祉係、障がい福祉係、子ども家庭係、保健予防係、地域包括支援係、介護保険係、神尾保育園の1園6係で、妊婦期から高齢者までの地域福祉施策、健康増進事業に関する事業が実施をされています。

令和2年度の民生費全体の決算額は14億6,314万6,382円、前年と比較した前年度比率が99%、減少額が1,213万8,369円となっていました。

詳細につきましては、社会福祉費は社会福祉総務費、障がい者福祉費、旧老人福祉センター施設費、子育て世帯への臨時特別交付金事業から構成されており、8億8,690万57円、前年度比1億3,949万8,401円の増額、前年度比率18.6%の増、要因といたしまして、社会福祉総務費の中で地方創生臨時交付金を活用した新型コロナウイルス感染症対策として、高校生、大学生に対し生活応援給付金の支出や子育て世帯応援給付金としての給付や、高齢者福祉費では新型コロナ対策によりきくすい荘への繰出金の増加が大きな要因となっていました。これは、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した世帯や学生に支援する事業であり、合計4,913万5,000円の応援金が支出をされております。

また、きくすい荘の繰出金につきましては4,560万円となっており、新型コロナ対策の事業経費としても支出がされております。児童福祉費につきましては、児童福祉総務費、児童措置費、一人親福祉費、保育園費となり、決算額5億9,475円で、前年と比較し1億5,269万9,940円の減額、要因といたしまして、令和元年度につきましては和水学童施設の建設費用として1億円程度の予算が執行をされましたか、令和2年度につきましては予算が多く必要がなかったことが影響しているということと、児童措置費の中で執行する児童手当の支給の減額、保育園費の工事請負費の減額によるものです。

災害救助費につきましては、建物火災、7月の豪雨災害により建物等の被害に遭われた世帯に合計143万6,850円罹災見舞金が支出をされております。

健康福祉課が所管するのは、保健衛生総務費、予防費、健康増進事業費、健康づくり事業費、母子保健事業費、保健センター費、母子保健衛生費により構成され、令和2年度決算額4億1,391万1,120円となり、令和元年度の決算額と比較いたしまして6,694万2,725円の増額、前年度比率19.2%の増となっており、衛生費においても新型コロナウイルス感染症対策による決算額に影響をされています。

保健衛生総務費では、新型コロナウイルス感染症対策といたしまして、備品の購入等があり、病院会計繰出金としても支出をされております。

また、予防費でも、新型コロナウイルス感染症対策として、マスク、消毒液、サーマルカメラ、避難所運営に伴う新型コロナウイルス感染症対策などの消耗品や備品を購入するための決算の増加が見受けられました。新型コロナウイルス感染症対策の影響により増加する事業と対照的に減額になった事業もあります。健康診断自体の中止や利用者の減少により住民健診等の委託料が全体的に減額となっていました。

次に、介護保険事業会計を御報告いたします。

令和2年度決算歳入総額15億4,795万2,000円、歳出総額13億8,509万2,000円、歳入歳出差引残高1億6,286万円となっておりました。

歳入の主なものは、国、県、支払基金などからの負担金と介護サービス利用料分に当たる介護給付費に対し、負担割合が22%となる町内65歳以上の第1号被保険者の保険料が2億4,755万円となっております。

歳出の主なものは、介護給付費が12億8,250万7,000円、令和元年度と比べほぼ同様となっていました。介護保険の給付費は13億円程度で推移し安定しており、基金積立金も合計で1億円積み立てがあり、今年度から始まりました第8期の財政運営もより安定した事業運営ができるものと思われます。決算内容とは少し異なりますが、健康福祉課の業務負担に対し、人員不足の課題もあるようです。神尾保育園の保育士の方も産休、育休に伴い臨時的な保育士職員の募集を行ってもなかなか応募がなく、シフトを組むのに苦慮されているようです。

また、地域包括支援センターにおきましては、要支援認定者のケアマネジャーとなる指定居宅支援事業があり、年間1,200件を超える支援を4人で行われているそうです。ほかの業務も担われており、一番大切な訪問看護が十分に行えない状態のようです。今後、高齢化の進む中、充実

したケア体制が必要になると思われ、地域包括支援係の業務を支える人員の増員が必要ではないかとも思われます。

また、子ども家庭係におきましても、通常業務の多さに加え、虐待ケース、DV相談業務、さらには児童施設の新型コロナウイルス感染症対策と職員2名体制では対応し切れない状況のようでございます。今、申しました状況を踏まえ、業務量に応じた人員体制の改善が必要ではないかと思われます。

次に、和水町特別養護老人ホームの決算審査報告をいたします。

歳入決算総額4億9,912万4,000円、うち一般会計繰出金4,560万円、うち新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の繰入額が3,097万8,000円となっており、本交付金を除いた単年度収支が1,466万1,000円の赤字となっており、令和元年度の単年度収支額が3,368万2,000円となっており、約1,902万円改善をされております。

歳入では特養利用者の1日当たりの平均利用者が前年度109.9人が106.6人と減少をし、施設介護費の収入が前年と比較して約704万1,000円減額の3億9,958万1,000円となっておりました。利用者が減った要因といたしまして、玉名山鹿地域での新型コロナウイルス感染拡大を受け、スムーズに入所が厳しくなったことや町内の待機者が減ったことが主な要因となっているようです。短期入所につきましても、1日当たりの利用者が前年度5.6人が4.4人と減ったことにより約519万3,000円の減収の1,541万6,000円となっておりました。

次に、デイサービス通所介護については、前年度、1日当たりの利用者15.5人が14.9人と減少し、122万2,000円減収の2,908万5,000円となっております。デイサービスだけで見てみると、人件費等の歳出も減ったため約581万4,000円の黒字となっております。

その他の収入といたしまして、社会福祉協議会から委託を受けております給食サービス使用料が年間1,388食の約76万3,000円となっております。

次に、歳出ですが、歳出の主なものは人件費となっており、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の歳出分を除き、人材派遣の派遣手数料を含めた人件費率は特養ショートで前年度73.3%が72.1%と1.2%減少しております。要因につきまして、正職員の介護士の退職が主な要因でございました。

その他の支出といたしまして、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の決算額が介護用入浴機器などで3,097万8,000円となっており、給食業務委託料が前年度比45万4,000円減額の約6,315万円、施設電気料が1,220万2,000円、燃料費としてA重油代が532万2,000円、紙おむつ代前年度比37万5,000円の減額の290万6,000円となっておりました。いまだ収束しない新型コロナウイルス感染症対策を十分、講じながら今後も入所者の皆様、御家族様へ安心安全な運営を引き続き、努めていただきますようお願いをいたします。

次に、和水町病院事業会計の決算審査を報告いたします。

決算状況は、病院事業収益9億9,364万578円、医業収益8億27万5,109円、医業外収益1億2,747万2,674円となっております。

医業収益の入院収益は、入院患者数年間1万6,317人の3億5,686万6,887円、外来収益が年間

2万1,914人で1億3,902万5,352円となっておりました。

また、健康管理センター収益2,662万6,555円、居宅介護支援事業収益1,867万9,090円、訪問介護事業収益1,969万2,343円でございます。特別利益として89万4,807円となっております。

次に、支出ですが、病院事業費用8億9,581万8,670円、医業費用の主なものは、給与費5億2,857万7,057円で、給与比率79.2%となっておりました。

また、材料費6,690万2,271円、経費1億5,466万3,659円、減価償却費6,100万721円でございました。健康管理センター費用が1,671万385円、居宅介護支援事業費用1,921万7,082円、訪問介護事業費用2,113万8,950円でございます。

資本的収支といたしましては、資本的収入1億8,047万3,000円、内訳は出資金として4,711万9,000円、繰入れ、企業債1億40万円、国庫補助金563万2,000円、県補助金32万2,000円。

支出総額1億9,460万7,505円であり、建設改良費1億4,031万7,224円、主に医療機器購入費、空調の診察棟部分の改修工事に支出をされております。企業債の償還金として5,429万281円が償還をされておりました。

決算といたしましては、8,441万4,328円の黒字決算となっておりますが、新型コロナウイルス感染症蔓延に伴い入院や外来の患者は減少し、国からの病床確保だけの補助金だけで経営が成り立っているのが現状でございます。

今後は、病院受診者の増加に向けた対策をより一層、努力していただくことを意見とし、和水町病院事業会計の審査報告を終わります。

次に、農業委員会の決算審査報告について、御報告をいたします。

農業委員会の歳入歳出につきましては、農林水産業費に含まれております、歳入決算額は336万5,000円で、昨年とほぼ同額であり、ほとんどが農林水産業費県補助金によるものです。

歳出決算総額は2,426万2,000円で、令和元年度より192万5,000円の減額となっております。

主な要因といたしまして、事務局体制が3人から2人に減員したため、222万6,000円の人物費の削減、減額と、新型コロナウイルス感染症により総会等中止のため費用弁償の減額42万4,000円となっております。事務体制の減員により、人物費の減額となっておりますが、窓口業務や現地確認、個人の利益に直接、関わる土地の売買、賃借、転用、売買登記、農業者年金事務、それに関わる贈与税などの事務処理が多く、町単独補助の農地流動化補助金の交付により近隣の町と比較すると、農地の貸し借りの件数が多く、利用権設定が南関町の1.3倍、玉東町の3.1倍となっております。また、江田原口藤田地区の住宅建築に関わる農地への農地転用が多く、事務量に対し職員数が少なく増員が必要ではないかと、意見の集約を見ました。

最後に、農林振興課の決算審査報告をいたします。

農林水産業費決算額、歳入決算総額1億2,565万円、主に県補助金となっております。

歳入決算総額2億8,242万3,000円となっておりました。農業総務振興費決算額として1億331万2,000円、主な事業といたしまして、熊本県中山間農業モデル地区支援事業補助金、農業機械等整備補助金。

内訳は、新規就農者対策助成金4件、施設機械等整備補助金17件、集落営農組織等補助金6件。

コロナ禍の中、新たに販売促進対策補助金といたしまして、農産物の販売促進及びコロナ感染症対策補助金として200万円が支出をされていました。また、同じく新型コロナウイルス感染症対策といたしまして、畜産業費、コロナ対策の事業費として酪農及び肉牛経営支援給付金として1,428万円が支出をなされております。

次に、中山間地域直接支払事業費5,001万9,000円、53集落協定に支払いをされております。果樹園芸振興費、決算額として140万2,000円、土地改良事業費3,763万5,000円、事業につきましては、団体営農業農村整備事業、岩地区の暗渠排水工事、ため池の廃止工事、県営圃場整備事業経費、その他土地改良経費として賦課金や適正化事業拠出金等に支出をされております。

次に、経営所得安定対策事業といたしまして358万7,000円が支出をされておりました。こちらの事業は、農業者個別所得保障制度の推進及び生産調整現地確認委託料として支出がなされております。農地流動化地域推進事業といたしまして829万8,000円、貸し手195名、借り手120名となっております。多面的機能支払交付金事業決算額としまして1,761万8,000円、農地維持支払15組織、協働活動12組織、長寿命化11組織に支払いがされております。人農地問題解決加速化支援事業といたしまして1,354万円が支出をなされております。こちらのほうは、農業次世代人材投資資金を9名の方に支給をなされております。有害鳥獣被害対策事業といたしまして623万5,000円、猟友会駆除隊わな猟会により594頭の有害鳥獣の駆除をいただいております。林業振興費1,602万5,000円、森林の施業に関する事務費治山事業に関する経費、間伐に関する補助となっております。森林組合経営事業費、林道間伐作業道維持工事、間伐作業道災害復旧費、熊本の森林利活用最大化事業補助金、間伐促進事業補助金、集積路開設事業補助、新たに木材価格補填交付金として46万円がコロナ対策の事業費として支出をされております。

次に、林業施設災害復旧事業費2,232万5,000円、これは7月豪雨により被災した林地、中和仁地区などに関わる業務委託料となっております。詳細を申し上げます。

空撮業務委託費に11万円、地滑り警報機設置業務委託951万5,000円、単県作業道復旧事業395万5,000円、治山林道等小災害復旧事業費651万2,000円となっております。

以上が、農林振興課所管の令和2年度歳入歳出決算審査報告となります。

農林振興課におきましても、7月の豪雨災害により農地の被害等、多数出ており、事務処理や現場の確認等、苦慮させていたことと思います。今後、ますます甚大化して多発する可能性もありますので、農林振興課においても今後、人員の不足が懸念をされるところでございます。その辺についても、人員が必要じゃないかとの意見の集約を見ました。

最後に、委員全員に決算審査報告の承認を求めましたところ、皆さん方全員から御承認をいただきましたので、ここで御報告を申し上げます。

これをもちまして、厚生建設経済常任委員会所管の令和2年度決算審査報告を終了いたします。

○議長（蒲池恭一君） これで厚生建設経済常任委員長の報告を終わります。

しばらく休憩します。35分から再開します。

休憩 午後2時19分

再開 午後 2 時35分

○議長（蒲池恭一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第23 認定第1号 令和2年度 和水町一般会計歳入歳出決算

○議長（蒲池恭一君） 日程第23、認定第1号「和水町一般会計歳入歳出決算」を議題といたします。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

1番 荒木君

○1番（荒木宏太君） 1番、荒木です。

主要施策成果報告書の81ページ、決算書については82ページになります。

款項目10の1の7。

○議長（蒲池恭一君） 荒木議員、こっちのほうで行こうか。認定第1号のほうで、成果報告書じゃなくて、こっちのほうで行きます。

○1番（荒木宏太君） 決算書のほうですね。

○議長（蒲池恭一君） そうです。決算書のほうで質疑をしてください。

○1番（荒木宏太君） 決算書の82ページです。款項目の10の1の7、廃校管理経費についてです。

主要施策成果報告書を見ると、廃校に係る維持管理経費ということで旧菊水西小学校は89万1,000円、旧菊水東小学校は91万6,000円、旧菊水南小学校は128万1,000円、旧緑小学校は177万6,000円、旧春富小学校は118万2,000円と。※で「旧神尾小学校は令和2年度仮設調理場として使用したため、学校給食費で計上」とあります。

この跡地に関しては、売却が実施されて、以前から住民説明会でも町長、議会でもそうですがれども、維持管理経費ということで200万円毎年かかっていますということで報告をなさつておられましたけれども、昨年、令和2年度の決算では、つまりこれを読むと、学校給食費として計上ということで、これは町として活用ができていたということよろしいでしょうか。

○議長（蒲池恭一君） しばらく休憩します。

休憩 午後 2 時36分

再開 午後 2 時38分

○議長（蒲池恭一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

執行部の答弁を求めます。

学校教育課長 下津君

○学校教育課長（下津隆晴君） 今の荒木議員の御質問でございます。

学校給食費、こちらの神尾小学校につきましては学校給食費のほうで見ております。

以上でございます。

○議長（蒲池恭一君）　だけん、利活用したということですか。

○議長（蒲池恭一君）　ほかに質疑ありませんか。

1番　荒木君

○1番（荒木宏太君）　今の答えで「活用した」ということでよろしいかと思うんですが、それならば、金額をしっかりと、町民に説明するためにもしっかりと分けるべきじゃないかなというふうに思います。なかなか分けづらいところもあるかもしれません、しっかりとその辺、廃校管理費と給食費の部分で使った部分と分けていただきたいと思うんですが、今その金額というのは分かれますでしょうか。

○議長（蒲池恭一君）　神尾小学校給食施設以外のところの経費は幾らかかったかということの質問だと思います。ですよね。

執行部の答弁を求めます。

学校教育課長　下津君

○学校教育課長（下津隆晴君）　しばらくちょっと、ここで神尾小学校のほうで調理ということで使っているのは電気と水道代だけでございます。

ですから、しばらくそこはちょっと分けて考えさせていただければ検討させていただければと思います。すみません。

○議長（蒲池恭一君）　「検討」ですか。

○学校教育課長（下津隆晴君）　「回答」ですね。回答させていただければと思います。

○議長（蒲池恭一君）　よかですか、それで。だけん、後から報告するということでしょう。ですね。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

認定第1号「令和2年度和水町一般会計歳入歳出決算」を認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（蒲池恭一君）　起立多数です。したがって、認定第1号は認定することに決定いたしました。

○議長（蒲池恭一君）　日程第24、認定第2号「令和2年度和水町国民健康保険事業会計歳入歳出決算」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

認定第2号「令和2年度和水町国民健康保険事業会計歳入歳出決算」を認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（蒲池恭一君）　起立多数です。したがって、認定第2号は認定することに決定いたしました。

日程第25 認定第3号 令和2年度 和水町介護保険事業会計歳入歳出決算

○議長（蒲池恭一君）　日程第25、認定第3号「令和2年度和水町介護保険事業会計歳入歳出決算」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

認定第3号「令和2年度和水町介護保険事業会計歳入歳出決算」を認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（蒲池恭一君）　起立多数です。したがって、認定第3号は認定することに決定いたしました。

日程第26 認定第4号 令和2年度 和水町特別養護老人ホーム事業会計歳入歳出決算

○議長（蒲池恭一君）　日程第26、認定第4号「令和2年度和水町特別養護老人ホーム事業会計歳入歳出決算」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

認定第4号「令和2年度和水町特別養護老人ホーム事業会計歳入歳出決算」を認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（蒲池恭一君） 起立多数です。したがって、認定第4号は認定することに決定いたしました。

日程第27 認定第5号 令和2年度 和水町住宅用地造成事業会計歳入歳出決算

○議長（蒲池恭一君） 日程第27、認定第5号「令和2年度和水町住宅用地造成事業会計歳入歳出決算」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

認定第5号「令和2年度和水町住宅用地造成事業会計歳入歳出決算」を認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（蒲池恭一君） 起立多数です。したがって、認定第5号は認定することに決定いたしました。

日程第28 認定第6号 令和2年度 和水町簡易水道事業会計歳入歳出決算

○議長（蒲池恭一君） 日程第28、認定第6号「令和2年度和水町簡易水道事業会計歳入歳出決算」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

認定第6号「令和2年度和水町簡易水道事業会計歳入歳出決算」を認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（蒲池恭一君） 起立多数です。したがって、認定第6号は認定することに決定いたしました。

日程第29 認定第7号 令和2年度 和水町下水道事業会計歳入歳出決算

○議長（蒲池恭一君） 日程第29、認定第7号「令和2年度和水町下水道事業会計歳入歳出決算」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長（蒲池恭一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長（蒲池恭一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

認定第7号「令和2年度和水町下水道事業会計歳入歳出決算」を認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（蒲池恭一君） 起立多数です。したがって、認定第7号は認定することに決定いたしました。

日程第30 認定第8号 令和2年度 和水町特定地域生活排水処理事業会計歳入歳出決算

○議長（蒲池恭一君） 日程第30、認定第8号「令和2年度和水町特定地域生活排水処理事業会計歳入歳出決算」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長（蒲池恭一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長（蒲池恭一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

認定第8号「令和2年度和水町特定地域生活排水処理事業会計歳入歳出決算」を認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（蒲池恭一君） 起立多数です。したがって、認定第8号は認定することに決定いたしました。

日程第31 認定第9号 令和2年度 和水町春富財産区特別会計歳入歳出決算

○議長（蒲池恭一君） 日程第31、認定第9号「令和2年度和水町春富財産区特別会計歳入歳出決算」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

認定第9号「令和2年度和水町春富財産区特別会計歳入歳出決算」を認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（蒲池恭一君） 起立多数です。したがって、認定第9号は認定することに決定いたしました。

日程第32 認定第10号 令和2年度 和水町後期高齢者医療事業会計歳入歳出決算

○議長（蒲池恭一君） 日程第32、認定第10号「令和2年度和水町後期高齢者医療事業会計歳入歳出決算」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

認定第10号「令和2年度和水町後期高齢者医療事業会計歳入歳出決算」を認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（蒲池恭一君） 起立多数です。したがって、認定第10号は認定することに決定いたしました。

日程第33 認定第11号 令和2年度 和水町病院事業会計決算

○議長（蒲池恭一君）　日程第33、認定第11号「令和2年度和水町病院事業会計決算」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

7番　秋丸君

○7番（秋丸要一君）　ちょっとお尋ねいたします。

今期は8,400万円ぐらいの黒字ということですね、非常によかったなと思って、私も安心しました。

しかし、これは多分コロナ関係の収入があったのではないかと、支出もありますけれども。もし、このコロナがなかったらどれくらいの状況になっていたかをちょっと知りたかったので、お答え願いたいと思います。分かる範囲でいいです。

○議長（蒲池恭一君）　執行部の答弁を求めます。

病院事務部長　池上君

○病院事務部長（池上圭造君）　今、秋丸議員が質問された内容で、確かに病院のコロナ病床に対する空床保障という部分がかなりの金額が出ております。その部分がざっと計算したところで1億6,000万円ほどございましたので、それから計算すると、約半分ぐらいが、このまま患者が減少したままでいったら、それだけの赤字が出ていたというようなところが想定できます。正確な数字は分かりませんけど、今回の黒字の出た部分のその金額がマイナスになっていたような状況だとは思われます。それは想定できる範囲で、正確な数字はございませんけど、そういうことが想定できます。

以上でございます。

○議長（蒲池恭一君）　ほかに質疑ありませんか。

7番　秋丸君

○7番（秋丸要一君）　ありがとうございました。

状況を見ますと、なかなかコロナの影響で患者も少ないし、収益も上がっていないのでないかなと思って心配しておりましたけれども、今回は黒字ということでいいですけど、やはり今後も経営のほうは努力していただいて、なるべく赤字が、実態が赤字だと思うのですけれども、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（蒲池恭一君）　ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

認定第11号「令和2年度和水町病院事業会計決算」を認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（蒲池恭一君） 起立多数です。したがって、認定第11号は認定することに決定いたしました。

日程第34 報告第3号 令和2年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について

○議長（蒲池恭一君） 日程第34、報告第3号「令和2年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について」を議題といたします。

本案について説明を求めます。

総務課長 中嶋君

○総務課長（中嶋光浩君） 報告第3号「令和2年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について」の説明を申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定により、次のとおり令和2年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率を報告する。

令和3年9月6日提出。

和水町長 高巣泰教でございます。

この報告は、財政健全化法により前年度の決算に基づく町財政の健全化性を判断する指標を実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4つと資金不足比率の算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見をつけて議会に報告し、公表しなければならないと規定で定められております。この規定に基づき、議会に報告するものでございます。

財政健全化法は、地方公共団体の財政破綻を未然に防ぎ、財政の早期健全化を促すために平成19年6月に成立し、平成21年4月から施行された法律でございます。

それでは、本町の財政健全化判断比率について御説明いたします。

まず、標準財政規模という単語が出てまいりますので、この標準財政規模について若干説明させていただきます。

地方自治体の一般会計の標準的な規模を示す指標で、健全化指標を計算する際の分母となるものです。具体的には標準税収入額と普通交付税、臨時財政対策債発行可能額の合計で求められます。全国の自治体を同じ基準で算出することで、健全化の判断とする比率を自治体間で比較することができます。

和水町の標準財政規模は、43億4,557万7,000円でございます。

では、健全化判断比率の4項目について御説明いたします。

まず、実質赤字比率は、一般会計を対象とし、収支が赤字である場合の標準財政規模に占める割合を示すものです。

本町の場合、一般会計は実質収支が黒字であるため、実質赤字比率の数値は記載がございません。

次に、連結実質赤字比率は、普通会計に特別会計、企業会計を加えた全会計が対象となり、全

会計を合わせた収支が赤字である場合の標準財政規模に占める割合を示すものです。

本町の場合、実質赤字比率と同様に、一般会計などの普通会計の実質赤字及び公営企業会計の資金不足が生じていないため、連結実質赤字比率の数値は記載がございません。

次に、実質公債費比率は、標準財政規模に占める公債費、借金返済の割合の過去3年間の平均値でございます。具体的には、普通会計、特別会計、企業会計及び本町が加入する一部事務組合である有明広域行政事務組合、熊本県市町村総合事務組合、後期高齢者医療広域連合を加えた公債費額から基準財政需要額に算入された金額を減じて求めた金額を標準財政規模から基準財政需要額に算入された金額を差し引いて求めた金額で除して求めた比率となります。この比率が18%を超えると、起債のための必要な手続が協議から許可に変わります。

本町の場合、実質公債費比率は10.3%でございます。

次に、将来負担比率は、一般会計、地方債の現在高と一部事務組合負担等の額及び退職手当負担見込み額が対象となり、将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する割合を示すものです。

本町の場合、将来負担比率の数値はございません。

4指標とも括弧書きの国が示す健全化判断比率をいずれも下回っており、指標を基準とした場合は、健全な財政運営がなされている状況であると言えます。

最後に、資金不足比率は、病院事業、簡易水道事業、特定排水事業、下水道事業、住宅用地造成事業の公営事業会計のみを対象とし、資金不足額が事業規模に占める割合を示すものでございます。

本町の場合、いずれの公営企業会計も資金不足が生じていないため、資金不足比率の数値はございません。

2ページ以降については、監査委員の意見書を添付しております。

以上で報告第3号の説明を終わります。

○議長（蒲池恭一君） 本案について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で、報告第3号「令和2年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について」の報告を終わります。

日程第35 発委第3号 和水町議会基本条例の一部改正について

○議長（蒲池恭一君） 日程第35、発委第3号「和水町議会基本条例の一部改正について」を議題といたします。

趣旨説明をお願いします。

議会運営委員長 高木君

○議会運営委員長（高木洋一郎君） 皆さん、こんにちは。

（こんにちは。）

議会運営委員長 高木でございます。

発委第3号「和水町議会基本条例の一部改正について」、趣旨説明を行います。

本町の議会基本条例におきましては、災害時の対応の条項がございません。今まで議会運営委員会、そして全員協議会で議員の皆様方にお諮りをし、災害時における議員の行動を明確にするという趣旨から、議会基本条例の一部改正をする条例を提案するものであります。

まず、議会基本条例第2章に、議会と議員の責務及び活動原則という章が設けられております。そこに、第2章の2として、災害時の対応について2条を加えるものであります。第2章の2、災害時の対応、議会の体制整備、第4条の2第1項、議会は本町町民の生命または生活に直接影響を及ぼす災害が発生した場合において、町長等との連携による効果的かつ機動的な災害復旧を進めるため、体制の整備に努めるものとする。

第2項、議員は、災害が発生した場合は、被災状況等の情報収集に努めるとともに、被災者の安全確保、もしくは避難所への誘導、または避難所に対する支援等、災害対応の取組が円滑に行われるよう努めるものとする。

議会災害対策支援本部第4条の3、議長は、災害対策基本法昭和36年法律第223号第23条の2第1項の規定により、和水町災害対策本部が設置された場合は、速やかに和水町議会災害対策支援本部を設置するものとする。

第2項、前項の和水町議会災害対策支援本部に関する事項は別に定める。

附則、この条例は公布の日から施行する。

先ほども申し上げましたが、提案理由といたしましては、町災害対策本部は、災害対策基本法に基づいて、災害が発生した、あるいは災害が発生するおそれがある場合に設置されるものであります。議会としても被災状況の確認等を行う必要があることから、議会災害対策支援本部を設置し、情報収集を行い、町災害対策支援本部との情報共有を図る必要があることから、今回、和水町議会基本条例の一部を改正するものでございます。

議員各位の御理解をよろしくお願い申し上げ、提案させていただきます。

○議長（蒲池恭一君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

発委第3号「和水町議会基本条例の一部改正について」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（蒲池恭一君） 起立多数です。したがって、発委第3号は原案のとおり可決されました。

日程第36 発委第4号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財政の充実を求める意見書の提出について

○議長（蒲池恭一君）　日程第36、発委第4号「コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財政の充実をも求める意見書の提出について」を議題といたします。

趣旨説明を求めます。

総務文教常任委員長　池田君

○総務文教常任委員長（池田龍之介君）　改めまして、こんにちは。

（こんにちは。）

総務文教常任委員長の池田であります。

ただいま上程されました発委第4号について、まず最初に経過報告からいたしたいと思います。

本定例会の9月6日から開催されております第1日目に、受付年月日、令和3年8月10日、受付番号120番、提出者、熊本県町村議会議長会議長、吉田美好、件名は、コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出ということで和水町議会に提出されておりました。第1日目に総務文教常任委員会に付託されましたので、当日9月6日、総務文教常任委員会を開催し、1名欠席で5名の下で総務文教常任委員会を開催いたしまして、この案件についての審議をいたしました。

審議結果は採択という結果になりましたので、本日、発委第4号として、コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出ということで、和水町議会会議規則第14条第3項の規定により提出した次第であります。

まず、提出理由を述べます。

提出の理由の理由としては、新型コロナウイルスの感染拡大は、変異株の猛威も加わり、我が国の各方面に甚大な経済的・社会的影響を及ぼしており、国民生活への不安が続いております。この中で、地方財政は、来年度においても巨額の財政不足が避けられない厳しい状況に直面しております。

地方自治体においては、新型コロナウイルス感染症対策はもとより、地方創生、雇用対策、防災・減災対策、デジタル化や脱炭素社会の実現とともに、財政需要の増嵩が見込まれる社会保障等への対応を迫られており、このためには地方税財源の充実が不可欠であると考え、地方自治法第99条に基づき、意見書を提出するものであります。

では、意見書を朗読させていただきます。

コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書。

新型コロナウイルス感染拡大は、変異株の猛威も加わり、我が国の各方面に甚大な経済的・社会的影響を及ぼしており、国民生活への不安が続いている。

この中で地方財政は、来年度においても巨額の財源不足が避けられない厳しい状況に直面している。

地方自治体においては、新型コロナウイルス感染症対策はもとより、地方創生、雇用対策、防災・減災対策、デジタル化や脱炭素社会への実現とともに、財政需要の増嵩が見込まれる社会保

障等への対応に迫られており、このためには地方税財源の充実が不可欠である。

よって、国においては、令和4年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう強く要望する。

記。

1. 令和4年度以降、3か年の方一般財源総額については、経済財政運営と改革の基本方針2021において、令和3年度地方財政計画の水準を下回らないよう、実質的に同水準を確保するとされているが、急速な高齢化に伴い、社会保障関係経費が増大している現状を踏まえ、他の地方歳出に不合理なしづ寄せがなされないよう十分な総額を確保すること。

2. 固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の骨幹を揺るがす見直しは断じて行わないこと。また、生産性革命の実現や新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じられた固定資産税等に係る特例措置は、本来国家補助金等により対応すべきものであり、今回限りの措置として期限の到来をもって確実に終了すること。

3. 令和3年度税制改正により講じられた土地に係る固定資産税の課税標準額を令和2年度と同額とする負担調整措置については、令和3年度限りとすること。

4. 令和3年度税制改正により講じられた自動車税、軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の延長について、さらなる延長は断じて行わないこと。

5. 炭素に係る税を創設、または拡充する場合には、その一部を地方税、または地方譲与税として地方に税源配分すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものである。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、経済産業大臣、内閣官房長官、経済再生担当大臣宛てとするものであります。

以上が意見書並びに提出理由の説明でありますけれども、自主財源率の低い我が町の現状を踏まえ、提出の趣旨を御理解いただき、御賛同の上、採択されるようお願いを申し上げ、意見書提出者の提出理由の説明といたします。

○議長（蒲池恭一君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

発委第4号「コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財政の充実を求める意見書の提出について」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（蒲池恭一君） 起立多数です。したがって、発委第4号は原案のとおり可決されました。

日程第37 請願書 町道水落線の道路舗装についての撤回の件について

○議長（蒲池恭一君） 日程第37、「請願書 町道水落線の道路舗装についての撤回の件について」を議題といたします。

厚生建設経済常任委員長から、「請願書 町道水落線の道路舗装についての撤回の件について」の理由の説明を求めます。

厚生建設経済常任委員長 坂本君

○厚生建設経済常任委員長（坂本敏彦君） 厚生建設常任委員長の坂本でございます。

ただいま議案に上がっております町道水落線の道路舗装の請願書の件でございますが、令和2年8月6日に、菰田区長、下岩区長、中岩区長、上岩区長、岩村川流域保全隊代表から提出された請願書は、厚生建設経済常任委員会に付託され審査を行っていたところですが、町との協議の中で地元行政区で対応することとなり、請願書の取下げをしたいとの申出がありましたので、撤回について提案した次第でございます。

皆様におかれましては、その旨お含みの上、御判断いただき、この請願書撤回が採択されますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（蒲池恭一君） お諮りします。

ただいま議題となっております「請願書 町道水落線の道路舗装についての撤回の件について」を許可することに御異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 異議なしと認めます。したがって、「請願書 町道水落線の道路舗装についての撤回の件について」を許可することに決定いたしました。

日程第38 和水町総合グラウンド特別委員会委員長報告について

○議長（蒲池恭一君） 日程第38、「和水町総合グラウンド特別委員会委員長報告について」を議題といたします。

特別委員長の報告を求めます。

和水町総合グラウンド及びその周辺

整備事業検討特別委員長 荒木君

○和水町総合グラウンド及びその周辺整備事業検討委員長（荒木宏太君） 皆様、こんにちは。
(こんにちは。)

和水町総合グラウンド及びその周辺整備事業検討特別委員会の最終報告をいたしたいと思います。

初めに、近年のスポーツブームや健康志向といった社会体育に対する理解が深まっている中、本年開催された2020東京オリンピックをはじめ、スポーツを取り巻く環境や周辺整備が各地で推進されています。

そんな中、和水町においても和水町総合グラウンド周辺整備事業を実施しています。

スポーツを通じて社会体育の充実、身体の健全な発達や健康づくり、コミュニティづくりには、

スポーツ施設や拠点が必要不可欠です。しかし、一方で、町における人口減少や交付税交付金等の減などにより、地方財政は年々厳しさを増しており、施設整備には大きな費用や維持費がかかることで、財政への負担も考えなければなりません。

将来にわたる環境整備や未来の和水町のビジョンを含め、この事業に際して本特別委員会は構成委員を8名として、2年半以上もの検討を重ねてまいりました。令和3年4月3日には、全面的な整備の終了に伴う供用開始のセレモニーも開催され、今後は利用促進に力を注ぐこととなります。

今後も、町民の皆様に利用しやすく親しまれる和水町総合グラウンドとして、今後も町民の皆様の声が形になるよう期待いたします。

まず、検討特別委員会委員については、先ほど伝えましたように8名で実施いたしました。

次に、検討経過ですが、平成31年3月18日に実施しております3月定例議会において特別委員会の中間報告をしております。それ以降の経過を御報告させていただきます。

その後、令和元年12月5日に、熊本県土木部都市計画課へ交付金制度の内容の聞き取りへ行っています。

第6回会議が令和元年12月19日に、整備事業の報告について、それから今後の方針についてということで検討会議を行っております。そのときに、参考人として有識者3名、体育協会会长、そして体育協会副会長、陸上競技協会会长の3名の意見を求めております。

続いて、第7回、令和2年3月3日、特別委員会の継続調査について会議を行っております。

そして第8回が令和2年9月25日、整備の進捗状況について会議を行いました。

それから第9回が令和2年12月7日、整備進捗状況について、それから工事変更の契約について、それから今後のスケジュールについての検討会議を行いました。

第10回が令和3年8月4日、整備工事の進捗についてという内容で会議を行っております。

検討特別委員会の設置経緯ですけれども、この和水町総合グラウンド及びその周辺整備事業検討特別委員会は、平成30年和水町12月定例議会において、議員提出議案発議1号によって決議され、地方自治法第109条及び和水町議会委員会条例第5条により、8名の委員構成で編制されました。

スポーツ基本法第21条、国及び地方公共団体は、国民がその興味または関心に応じて身近にスポーツに親しむことができるよう、住民が主体的に運営するスポーツ団体、地域スポーツクラブ等が行う地域におけるスポーツの振興のための事業への支援や、住民が安全かつ効果的にスポーツを行うための指導者等の配置、住民が快適にスポーツを行い相互に交流を深めることができるスポーツ施設の整備、その他の必要な施策を講じるよう努めなければならないとあり、その法的根拠により、スポーツの場の整備を推進する必要があります。これが事業の目的であります。

この目的を最大限に發揮し、観光はもとより、町内の障害スポーツ、そして社会体育の推進、スポーツの拠点であり町民の憩いの場やコミュニティ施設等、様々な目的を有したスポーツ施設整備を目指さなければならないと思います。しかしながら、町財政面の状況も加味しながら慎重な判断が必要である、よって、町執行部と協力し、議会特別委員会として提言等を行いながら、

慎重に事業の進捗を確認する必要があると議会が判断しまして、和水町総合グラウンド及びその周辺整備事業検討特別委員会が設置されました。

次に、事業の概要になります。

事業の概要においては、まず、場所においては和水町前原地内、面積においては、全体が14万3,753.74平米、第1グラウンド4万8,573.48平米、第2グラウンド1万7,996.88平米、第3グラウンド3,993.55平米、ジョギングコースが当初計画775メートルの1,466平米から変更の750メートルの延長となりました。防火水槽においては、40トンが1基あります。

次に、事業の経緯ですが、中間報告以降からの工事の経緯、経過について説明いたします。

令和2年3月10日、町総合グラウンド整備工事予算の議決が行われております。当初予算で3億5,100万円、令和2年7月7日に町総合グラウンド整備工事の仮契約書の提出、令和2年7月7日に町総合グラウンド整備工事請負契約の締結、令和2年7月17日、町総合グラウンド整備工事着工、令和2年10月19日、ジョギングコースLED照明設備工事着工、これは新型コロナウィルス感染症対応地方創生臨時交付金です。

令和2年12月8日、町総合グラウンド整備工事請負変更契約仮契約の締結、令和2年12月11日、町総合グラウンド整備工事請負変更契約1回目締結議決、令和3年1月14日、ジョギングコースLED照明設備工事設計完了検査、令和3年3月3日、ジョギングコースLED照明設備工事着工、令和3年3月8日、町総合グラウンド整備工事請負変更契約締結議決、令和3年3月19日、総合グラウンド竣工、令和3年3月26日、総合グラウンド竣工検査、令和3年3月31日、スポーツ振興くじ助成金実績報告書提出、令和3年4月3日、和水町総合グラウンドオープニングイベント、供用開始です。

令和3年4月23日、スポーツ振興くじ助成金交付額確定通知、令和3年4月27日、スポーツ振興くじ助成金収納、こちらが1,600万円の収納になります。

令和3年6月14日、林地開発計画変更届出書の提出、令和3年6月21日、林地開発計画変更届出書の受理、続いて令和3年6月30日、林地開発行為完了報告書の提出、令和3年8月6日、ジョギングコースLED照明設備工事竣工検査、供用開始となっております。

続いて、事業の金額のほうを報告いたしたいと思います。

平成29年に測量設計及び開発行為変更申請業務委託として734万4,000円、こちらが平成29年度当初予算で設計の業務委託をしております。そして令和2年、総合グラウンド整備工事2億3,538万2,594円、こちらが令和2年度当初予算です。続いて、土壤改良工事、復元緑地として159万6,100円、こちらも令和2年度の当初予算です。あと、クヌギ、シラカシ原材料、復元緑地の原材料については39万5,670円、令和2年度の当初予算です。合わせまして、2億4,471万8,364円となります。

それに合わせまして、新型コロナウィルス感染症対応地方創生臨時交付金事業として、ジョギングコースの照明設備設計業務委託が302万5,000円、こちらとジョギングコース照明設備工事が1,923万6,545円、合わせまして、2,226万1,545円が新型コロナウィルス感染症対応地方創生臨時交付金事業費です。

続いて、総合グラウンドの整備工事財源内訳といたしましては、スポーツ振興くじ助成金が1,600万円、合併特例債が1億8,650万円、そして一般財源が3,288万2,594円、合計の2億3,538万2,594円となりました。

委員会の検討結果についてですが、検討課題、そして提案及び提言、それから結果というふうにお伝えいたします。

まず、検討課題として主立ったものを報告いたします。

まず初めに、災害の未然防止について検討しました。提案として、第1グラウンド東側境界は砂が流れ込むので沈砂池を設置する必要がある、それから各グラウンドの排水処理の整備をすべきというような意見がありました。その結果、第1グラウンド東側への沈砂池を設置、そして排水は全て調整池に流れるよう整備を実施されました。

続いて、財政面についてですが、補助事業の活用はどうかといったような提案、それから有利な起債である合併特例債を使えないかというような提案がされました。そして、少しでも一般財源の持ち出しを減らすために執行部に補助事業の模索をしていただきて、一般町財源と協議されて、合併特例債1億8,650万円を組めることとなりました。

それから、グラウンド整備に有利な補助事業についてということでスポーツ振興くじ助成金の申請について、年に一度だけということで、これを逃すともう1年事業が延びてしまう等や、補助事業を申請して事業を推進してはというような意見がありました。結果としまして、スポーツ振興くじ助成金は、当初2,000万円の申請でしたけれども、1,600万円の申請が通り、財源に組み込むことができることになりました。

整備費用の削減についてです。

グラウンド表面仕上げについてコスト削減をできないかというような提案、それから他の工事で不要になった土を他のグラウンドに有効活用したらどうかというような意見がありました。そして第1グラウンドのクレー舗装、第2・第3は不陸整正の案を採用して、コスト削減を行いました。それから他の工事で不要となった土と第1グラウンドの土を第2グラウンドの土に活用いたしました。

それから、事業地内に民地が残っているが、その買収についてというような検討課題がありました。それについては、民地の買収はあったのかというような提案がありましたが、執行部に提案すると、今のところ難しいというような回答をもらいました。

次は、利用環境の整備についてです。

ジョギングコースの延長を切りのいい距離にしたらどうかという提案がありまして、結果として、775メートルから750メートルへ変更を実施されました。

そして、今後の方針についてですけれども、執行部には、将来へのビジョンを持って年次計画を立てていただきたいというような提案がありましたが、それについては今後検討中ということです。

まとめといたします。

中間報告の際に補助金制度の活用を委員会として提案し、委員会としても交付金の調査を行う

ため、令和元年12月5日、熊本県庁の土木部都市道路都市局都市計画課を尋ね、ヒアリングをさせていただきました。社会資本整備総合交付金の中の都市公園緑地等事業制度について、2名の担当職員より説明を聞くことができました。この交付金は、条件を満たせばグラウンドの整備も事業対象となります。その条件として5年間かけて事業を実施していく必要があります。補助率も2分の1ということでしたが、内示率が低いことが特徴のようでした。その事業の目的は、熊本市民が利用する、足を運びたくなるような公園を熊本市に代わって近隣の市町村が整備するというものであり、そのため整備予定面積の50%以内を運動施設として認められる、それ以外の土地は緑地化しなければならない等の制約がある旨の説明を受けました。そして、この事業のポイントとして、コンセプトが大事であるということをお聞きしました。

令和元年12月19日の第6回会議において、町体育協会から2名、町陸上競技協会から1名を参考人として招致して、改めて使用者の立場、スポーツの専門家としての知見を参考に、体育協会、陸上競技協会の意見を踏まえたところで検討を行いました。委員の方からは、利用者にとって最もいい形を求め、年次計画を立てる必要があるというような意見がありました。

翌年1月にスポーツ振興くじ助成金の申請時期ということで、申請日も期日が短いことから、もう少し待ってもいいのではないか、しかし待っても補助金の額は同じであるという意見や、直近で申請しない場合は事業は1年間遅れてしまうというような声も出ました。また、補助金自体の廃止といったことも考えられるのではないかといったような意見も飛び交い、議論となりました。

ほかにも、附帯設備の整備の際に再度助成金の申請をしてはどうかとの意見も出ました。

財政に少しでも負担をかけないよう、補助金や交付金の活用を提案しましたが、社会資本整備総合交付金については、現状の整備事業の内容に条件が合わないことから、活用は難しいとの判断となりました。

スポーツ振興くじ助成金については、少しでも可能性があるのであれば挑戦することを委員会としては提案してはどうかという意見から、委員会として一致しました。合わせて、年次計画を立てることを担当課に提案いたしました。

その後、委員会としては、スポーツ振興くじ助成金と林地開発連絡調整完了の経過を確認するまでを委員会の調査期間といたしました。

スポーツ振興くじ助成金については、令和3年4月23日、交付額確定通知を受領したことの報告を受け、令和3年6月30日には、林地開発行為完了報告書の提出が完了したと報告があり、これをもって和水町総合グラウンド及びその周辺整備事業検討特別委員会の最終報告といたします。

御清聴ありがとうございました。

○議長（蒲池恭一君） これで、和水町総合グラウンド特別委員会委員長報告についてを終わります。

日程第39 陳情等の常任委員長報告について

○議長（蒲池恭一君） 日程第39、「陳情等の常任委員長報告について」を議題とします。

総務文教常任委員会に付託した陳情等について、委員長から委員会審査報告書が提出されました。委員長から審査の過程と結果について報告を求めます。

総務文教常任委員長 池田君

○総務文教常任委員長（池田龍之介君） それでは、総務文教常任委員会付託案件の委員長報告を申し上げます。

令和3年3月8日、3月定例会において付託されておりました受付番号321号、件名、地籍調査による調査結果と現地錯誤の修正要望書について、委員会としての結論が出ましたので、委員会を代表し、御報告申し上げます。

総務文教常任委員会としては、地籍調査による調査結果と現地錯誤の修正要望書については不採択です。

では、審査経緯を御報告申し上げます。

受付番号321号、受付年月日、令和3年2月22日、提出者、和水町平野104番地、氏名、福山功、件名、地籍調査による調査結果と現地錯誤の修正要望書について。

去る3月12日、4月23日、5月28日、6月9日、7月5日、8月6日の6回にわたり、和水町議会委員会室及び現地確認において、全委員6名、ただし6月9日、7月5日、8月6日は1名欠席の5名で実施し、並びに書記として議会事務局長出席の下、関係部署の建設課、税務住民課並びに提出者を招聘し、経過報告、意見陳述の機会を設け、総務文教常任委員会を開催いたしました。

総務文教常任委員会としては、提出者よりの意見陳述の折、要望書だけの記述では分からなかった要望が存在することを全委員で確認いたしました。この問題解決には問題点が7点あると全委員で導き出したので、その7項目について調査、審査をいたすことといたしました。

その7項目について、説明を申し上げます。

1つ、町道平野本村線道路改良工事について。

平成25年度に実施している道路改良工事の影響で、宅地北側の雨水排水が流れにくくなったり、道路のかさ上げによるものと主張、また、布石より道路高を下げるよう要望書を提出したが施工されなかった。

2点目、自宅内の里道について。

宅地内を里道が走っているが、里道幅が2メートルある。普通は1.2メートル幅が通常ではないか。

3点目、職員に対する不平不満。

なぜ要望書を提出しているにもかかわらず、協議対応しないのか。

4点目、自宅北側の境界位置の不満。

本人が実施した境界と地籍調査の相違、現地に2本の境界杭が存在していた。

5点目、建設省との境界付近の町道の幅員の相違について。

建設課から提出資料によると、図面上は4メートル道路であるが、実際は5メートルあり、自宅まで食い込んでいるのではないか。

6点目、交差点の境界に対する不満について。

地番100番地附近の改良工事の際に現地確認を行ったが、境界に納得されていないようであった。

7点目、町道本村中央線の登記について。

登記済みは2件で、そのほかはなぜ登記をせず、長期にわたり減免措置のままなのかという7点が確認されたところであります。

委員会としての意見の集約を見た解決策について申し上げます。

1から3の3点については、建設課からの工事過程の説明、要望書に対しての回答書の内容、口頭で丁寧に説明をしているが、福山氏からすれば協議という認識がないため納得をされていない。時間はかかるかもしれないけれども、町当局と福山氏との話合いで解決することが望ましいという意見の集約を見ております。これは単なるボタンのかけ違いと思われます。

次に、4の境界杭の件については、隣接する地権者立会いの上、地籍調査で見出した地点へ境界の確定を行うことが望ましいのではないのでしょうか。

5から6の2点について申し上げます。

5から6の2点の地籍調査関連については、昭和48年に地籍調査が実施されており、当時の個人別土地明細書が税務住民課に残っており、同意承認を所有者、福山 深、所有者確認承諾署名欄には福山 功氏、氏名のゴム印と福山の捺印が押印してあることからも、地籍調査の修正は認めることはできないものと結論をつけたわけであります。これが不採択と結論づけた理由であります。

7点目は、昨年の8月、現地立会い時に区長を筆頭に、現在は何ら問題もないで、このままでいてほしいと、区長、地権者の総意が出ており、全ての地権者の同意が取れていないため、早期の登記については難しいものと判断いたしました。

今後、状況を見極めて、登記に向けた対応をされるのが望ましいと思われます。

また、今回の問題の発生原因の一つとして、未登記での長期にわたる減免措置が施されていることも一因であると考察いたすところであり、一言つけ加えるならば、工事関係で町が所有権を得たら、即、登記事務を行うことが望ましいと考えるところであります。

また、補助金絡みの所有権が所有者に残るような事業のときは、一筆、事業終了後速やかに所有権者において分筆登記を行うような誓約書等を取る工面を行う事務手続に努められるよう促しておきたいと思います。

今後は、このようなことがなきように事務処理に努められるように促しておきます。

以上が当委員会が解決策の一例として執行部に対し提案いたしますので、十二分に検討いただきますことを切に願い、総務文教常任委員会へ付託された「地籍調査結果と現地錯誤の修正要望書」における総務常任委員長報告といたします。

なお、議員各位におかれましては、御理解を賜り、御賛同いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（蒲池恭一君） 委員長の報告を終わり、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長（蒲池恭一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長（蒲池恭一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

日程第39、「陳情等の常任委員長報告について」は、報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（蒲池恭一君） 起立多数です。したがって、陳情等の常任委員長報告については原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。

休憩 午後3時44分

再開 午後4時07分

○議長（蒲池恭一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

副議長の森 潤一郎君は、5月31日より入院中であります。早期の復帰を願つておりましたが、まだ今のところ退院のめどが立たない状況であります。

そのような中、本日、副議長 森 潤一郎君から副議長辞職願が提出されました。

お諮りします。

副議長 森 潤一郎君の副議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに御異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長（蒲池恭一君） 異議なしと認めます。したがって、副議長 森 潤一郎君の副議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定いたしました。

しばらく休憩いたします。

休憩 午後4時08分

再開 午後4時08分

○議長（蒲池恭一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

追加日程第1 副議長 森 潤一郎君の副議長辞職の件

○議長（蒲池恭一君） 追加日程第1、「森 潤一郎君の副議長辞職の件」を議題とします。

これから、事務局長に辞職願を朗読させます。

事務局長 有働君

○事務局長（有働和明君） 令和3年9月13日。

和水町議会議長 蒲池恭一様。

和水町議会副議長 森 潤一郎。

辞職願。

このたび、一身上の都合により副議長を辞職したいので、許可されるよう願い出ます。

以上です。

○議長（蒲池恭一君） お諮りします。

森 潤一郎君の副議長辞職を許可することに御異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 異議なしと認めます。したがって、森 潤一郎君の副議長の辞職を許可することに決定いたしました。

ただいま副議長が欠けました。

お諮りします。

副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として選挙を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 異議なしと認めます。副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として選挙を行うことに決定いたしました。

しばらく休憩します。

休憩 午後4時10分

再開 午後4時11分

○議長（蒲池恭一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

追加日程第2 副議長の選挙

○議長（蒲池恭一君） お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条の第2項の規定により指名推選にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことになりました。

お諮りします。

指名方法については、議長が指名することとしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長（蒲池恭一君） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定いたしました。

副議長に、竹下周三君を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました竹下周三君を副議長の当選人として定めることに御異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長（蒲池恭一君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました竹下周三君が副議長に当選されました。

和水町議会会議規則第33条第2項の規定により告知します。

5番 竹下周三君、副議長就任の挨拶をお願いします。

副議長 竹下周三君

○副議長（竹下周三君） 森議員様の体調不良による副議長辞任に伴い、後任に推薦していただき承認いただきました5番 竹下周三でございます。

約半年という期間ではありますが、重要な職務であります。スムーズでよりよい議会の運営と和水町住民のために、微力ながら努力いたします。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（蒲池恭一君） 竹下周三君の副議長就任挨拶を終わります。

しばらく休憩します。

休憩 午後4時14分

再開 午後4時15分

○議長（蒲池恭一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

副議長の選挙に伴い、議席の一部変更を日程に追加し、追加日程第3として議題としたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長（蒲池恭一君） 異議なしと認めます。したがって、議席の一部変更を日程に追加し、追加日程第3とし、議題とすることに決定いたしました。

しばらく休憩します。

休憩 午後4時16分

再開 午後4時16分

○議長（蒲池恭一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

追加日程第3 議席の一部変更

○議長（蒲池恭一君） 追加日程第3、「議席の一部変更」を行います。

副議長選挙に伴い、会議規則第4条第3項の規定によって議席の一部を変更します。

変更した議席は、お手元に配りました議席表のとおりです。

今定例会までは、議席の変更なしでお願いいたします。

日程第40 閉会中の継続審査について

○議長（蒲池恭一君） 日程第40、「閉会中の継続審査について」を議題とします。

総務文教常任委員長から委員会において審査中の事件について、会議規則第75条の規定によつて、お手元に配付しました閉会中の継続審査申出書のとおり閉会中の継続審査の申出があります。お諮りします。

委員長から申出のとおり閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

日程第41 閉会中の継続調査について

○議長（蒲池恭一君） 日程第41、「閉会中の継続調査について」を議題とします。

各委員長から、会議規則第75条の規定によつて、お手元に配付しましたとおり閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長から申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

○議長（蒲池恭一君） これで、本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

令和3年第3回和水町議会定例会の閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

去る9月6日の開会以来、8日間、議員各位におかれましては、諸議案につきまして真摯に御審議を賜り、厚く御礼を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症については、4回目の緊急事態宣言が東京、大阪、福岡などに発令されているところであります。

熊本県においても、不要不急の外出自粛やイベントの開催制限が発令されており、県内の感染者も1万3,000人を超えている状況です。本町においても、引き続き感染防止対策を取り、一日も早くコロナ禍が収束することを心よりお祈りするばかりであります。

執行部におかれましては、住民の方々の安心・安全を確保するため、引き続き十分な感染防止策を講じられますようお願い申し上げます。

また、今定例会において成立しました諸議案の執行については、適切なる運用をもって進められるとともに、住民目線での行政に努められることを心よりお願い申し上げ、閉会の挨拶といたします。

これをもちまして、令和3年第3回和水町議会定例会を閉会いたします。

御起立願います。お疲れさまでした。

閉会 午後4時19分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

和水町議会議長

署名議員

署名議員